

---

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は6名でありますので、本日とあすにわたり行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の淀 秀夫君は質問席にお着きください。

第1順位、淀 秀夫君。

(9番 淀 秀夫君 登壇)

○9番 改めて、おはようございます。

この夏、日本列島は猛暑が続いて、また、西日本豪雨や台風による災害が各地で起きております。永田町では7月公示の総選挙、日本のかじ取りに注目が集まっております。

さて、私は置賜定住自立圏構想とコンパクトシティ都市計画について一般質問をさせてもらいます。

今月、7月25日、米沢市で置賜定住自立圏記念講演会が開かれ、高田寛文氏による説明を聞きました。今月、総務省が進めている置賜定住自立圏と国土交通省による都市計画のコンパクトシティが地方行政にいかにかかわるか、大きな課題になっています。米沢市では取り組みへの状況はどうなって、川西町での取り組みの状況はどうなっているのか、町民にはな

かなかわかりづらい点でもあります。町長の対応策と進捗状況をお聞きします。

まず、近隣の自治体の課題を行政に生かそうという定住自立圏は平成21年度から始まっているようです。置賜定住自立圏については、ことし2月に米沢市が3市5町の中心宣言の実施済みとなっています。この取り組みを推進するため、今年度から5年間、米沢市には8,500万円、2市5町にはそれぞれ1,500万円の特別交付税が入ることになっています。

総務省が推進している定住自立圏共生ビジョンとして、医療、福祉、産業振興などの1年に1回ほどそれぞれの首長が意見交換をすることになっています。川西町の対応は、意見としての考えをお聞きいたします。

地方は年々人口の減少が進んでいます。川西町もしかりです。増田レポートによると、20年後に川西町の人口は9,000人台、激減するとあります。このように、全国の地方自治体の人口の激減は総務省が定住自立圏構想を練ったように思います。

高田氏の講演での説明を聞き、地方の合併が進まない現状が背景にあるのではないのでしょうかと私は思っております。

町長は、合併に関しては時期尚早と言っていますが、置賜定住自立圏構想を目の前にして、広域行政への考えはまだ時期尚早と思っておりますか。ぜひお聞きしたい。

高田氏はかつて自治省に入省し、2年前から総務省の定住自立圏構想における基本問題検討ワーキンググループの構成員を務めています。米沢市の中心地宣言の実施済みの置賜定住自立圏に対する今後の動きに注目しているように思われました。この置賜定住自立圏が行政の軸足であるだろうか。住民にとっては少なからず違和感を持っているのではないかと私は思っています。

次に、コンパクトシティは、これも人口減少と高齢化の増加に伴い、ばらばらとなっている集落を中心部に集め、医療、福祉、学校、商店などもその側に配置し、交通などの不便性を解消する計画となっています。

雪深い地域では除雪機などが軽減するなどの合理的な面もあると思います。確かにバスもないところに住む住民にとっては、老いてからは交通の不便さが大いにあります。しかし、長年住みなれた地域から離れることには、感情的に難しい面もあります。町長はそういった面から、コンパクトシティの計画にはどう考えていますか。実施に向けた動きには見えていないようですが、どうなっているのでしょうか。

コンパクトシティの都市計画の背景には、地域の経済が衰退し、また厳しい財政状況からもインフラの老朽化への対応ができなくなることもあると言われております。この点について

も町長の対応策はありますか。

8月7日、8日の総務文教常任委員会の先進地視察の栃木市は、コンパクトシティのモデル都市に選ばれていました。人口がおよそ1万1,000人のところですが、全国で32のモデル都市のうち、山形県では鶴岡市が選ばれています。聞くところによると、近隣の長井市や小国町でコンパクトシティの計画の動きがあるとか聞きますが、川西町の動きはないのですか、お聞きします。

総務省の定住自立圏構想と国土交通省のコンパクトシティの都市計画の2つは似たような計画構想に思えます。今後も国は地方行政の強い推進を求めてくるように思いますが、これに対する町長の考え、意思をぜひお聞きします。

20年後の置賜地方では、現在の人口23万人から16万人と30%の減少となると推定されています。この人口減少から見ても、私は置賜定住自立圏構想には賛成する一人です。これに対して、都市計画のコンパクトまちづくりには、一部では取り組んでいるものの、自然との共生を求める人や、人混みになれない人もいると思います。私自身もすぐに受け入れることは難しいと思わざるを得ません。私のように住みなれた土地に愛着を感じ、離れない人たちが多いのではないのでしょうか。

行政は住民の声の30%ほどしか取り上げていないように私は思います。住民からの少ない意見、心からの声もぜひ行政に反映させていただきたい。心底願う一人です。町長、どうですか。

これで、私の壇上からの一般質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 改めて、おはようございます。

淀 秀夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、置賜定住自立圏構想に対する川西町の対応と意見はについてであります。国では平成20年12月に定住自立圏推進要綱を制定し、国全体が人口減少社会に到来するとともに、少子化、高齢化が急速に進行する中、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食いとめるとしました。そして、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められているとし、定住自立圏構想の取り組みを推進してまいりました。

定住自立圏形成の目的は、圏域ごとに集約とネットワークの考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携、協力することにより、圏域全体の活性化を図るものであります。

定住自立圏に取り組む市町村に対する国からの支援につきましては、議員からご紹介いただきました特別交付税措置のほか、外部人材の活用に要する経費や地域医療の確保に要する経費に対する財政措置、医療、福祉、産業振興、公共交通の3分野に対する地方債の活用、定住自立圏構想推進のための関係省庁による事業の優先採択などが挙げられております。外部人材の活用には、初年度を含めて3年度以内となっておりますが、その他の支援につきましては、定住自立圏に取り組む期間内において受けることができます。

定住自立圏構想に基づく具体的な取り組みにつきましては、現在、定住自立圏形成協定に掲げられた連携して取り組む分野ごとに、圏域市町と県の担当職員等で構成するワーキンググループにおいて協議、検討が進められております。

また、8月9日には、中心市となる米沢市の各分野の代表者と圏域2市5町から推薦された委員で構成する置賜定住自立圏共生ビジョン懇談会が開催され、平成31年度から35年度までの5カ年を計画期間とし、圏域の将来像、連携する取り組みの実施スケジュール等を記載した定住自立圏共生ビジョンの策定に向けた協議が開始されております。

ご質問の本町からの対応といたしましては、公立置賜総合病院を核とした医療ネットワークの形成、米沢牛生産振興に対する支援、企業人材の育成、道の駅等観光拠点施設の連携、広域観光の推進、水道事業広域化に向けての検討、地域公共交通ネットワークの構築など19の事業提案を行っております。

本町におきましては、この取り組みが自治体の枠を超え、人材育成など共通する課題を自治体間で連携して取り組むことができ、国からの支援も期待できることから、置賜圏域全体の発展を目指し、積極的に推進してまいりたいと考えております。

広域合併に対する考えにつきましては、合併は地域の将来にとって極めて重要な案件であり、幅広い観点から責任ある議論を行い、総合的かつ長期的視点に立って検討する必要がある、その前提として大多数の町民が賛同するものでなければならないとの考えに変わりはございません。

議員ご指摘のとおり、人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、自治体経営を取り巻く環境は厳しさを増しております。一方、このような社会情勢を背景とし、定住自立圏構想の

推進が求められているものと認識しております。中心市の機能と近隣市町の機能が協定によって有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指すものであります。

本町といたしましては、中心市である米沢市はもとより、同様の課題を有する近隣市町と連携して広域的に取り組みを推進することにより、本町を取り巻く諸課題解決の実効性をより高め、自主自立のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、コンパクトシティ計画の厳しい財政でのインフラの老齢化の対応策についてであります。国では人口減少、高齢化が進む中、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携し、コンパクトなまちづくりを進めることが重要としております。

このため、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部を改正するとともに、11月には地域公共交通活性化再生法の一部を改正し、生活拠点などに福祉、医療等の施設や住宅を誘導し、集約する制度や、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みが設けられました。都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るとしております。

居住地の中心に公的施設や学校、商業地、金融機関等の都市的機能が集約したコンパクトな市街地形成は、高齢化社会におけるまちづくりの有効な手法の一つと考えられておりますが、農業、農村を基盤とする社会環境にある本町におきましては、地区交流センターを核に、個性ある地域づくりが進められており、それぞれの地域に脈々と息づいてきた暮らしのもとに現在の川西町が成り立っております。

一方、町内の隅々まで行き届く行政サービスが今後とも続けられるのか、将来の負担軽減を図るための中心地域に集中した住環境を整えた場合の課題などを総合的に検討していかなければなりません。

現在は、さきにお答えいたしましたとおり、米沢市を中心市とし、置賜3市5町による定住自立圏構想の取り組みを進めております。この取り組みも集約とネットワークの考え方に基づき、中心市と圏域市町が相互に連携、役割分担を行いながら、圏域全体の活性化、魅力あふれる地域づくりを目指すものであり、コンパクトなまちづくりが目指す方向性とも合致

している部分があると認識しております。本町の持続性のあるまちづくりの観点から、政策的なテーマとして、コンパクトなまちづくりについても研究してまいりたいと考えております。

インフラの老朽化への対応につきましては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている今、本町におきましては、平成28年3月に川西町公共施設等総合管理計画を策定するとともに、本年3月には川西町公共施設個別施設計画を策定し、将来厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図り、持続性のあるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、近隣の市町の動きについてであります。国土交通省では、内閣府と連携し、都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に、ハード、ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市を地方再生コンパクトシティとして、全国から32都市を選定しております。その中で、議員がご視察されました栃木県栃木市や、本県からは鶴岡市が選定を受けたものであります。

鶴岡市におきましては、世界的な研究開発拠点を目指すサイエンスパークを中心として、若年層に魅力ある働く場所をつくり、町なかに多様な住まいを提供することで、先端バイオと若者を町なかに取り込む、中心市街地のリノベーションの推進を図っております。

近隣市町の取り組み状況につきましては、いずれの市町も人口減少と少子化、高齢化の急速な進行を背景として、総合計画や中心市街地活性化基本計画の策定にあわせて、コンパクトなまちづくりの推進に向けた検討が進められております。

なお、コンパクトなまちづくりを進める上では、改正都市再生特別措置法に基づき、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定が求められております。

本町におきましては、新たな役場庁舎の建設にあわせて、現庁舎跡地の利活用の検討が課題となっております。検討に当たりましては、中心市街地活性化を踏まえた検討が必要と考えており、コンパクトなまちづくりに向けた国の支援制度も措置されておりますので、跡地利活用の検討にあわせて研究してまいりたいと考えております。

2点目の行政の対応はについてであります。本年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口の市区町村別の将来推計人口の推計結果によりますと、2045年の総人口は、7割以上の市区町村で2015年に比べ2割以上の減少、2045年には65歳以

上の人口が50%以上を占める市区町村が3割近くに達するなどの推計結果が公表されております。

置賜3市5町の推計結果につきましては、2015年に21万4,975人であった総人口が、2045年には13万3,266人で38%の減、65歳以上の人口が占める割合は、全ての市町で40%を超えると推計されております。

本町の推計結果につきましては、総人口は2045年に51.4%の減、65歳以上の人口は47.4%と見込まれております。

我が国全体の人口が減少する一方、地方から東京を中心とする首都圏への人口集中に歯どめがかからない中、議員ご指摘のとおり、人口減少対策は本町のみならず置賜全体の課題となっております。

このような状況を背景として、国からは、定住自立圏構想やコンパクトなまちづくりを推進し、地域の活力を維持するとともに、住みよい地域社会の形成を目指すことが求められております。

本町といたしましては、さきにお答えいたしましたとおり、双方の目指す方向性は合致している部分もあると認識しておりますが、検討すべき課題もございますので、今回ご紹介いただきました先進事例の状況や国から求められている内容等を参考にしながら、今後のまちづくりのあり方を検討してまいりたいと考えております。

なお、今後のまちづくりのあり方の検討に当たりましては、これまで同様、多くの町民の皆さんの声をお聞きし、今後も私が信条としてまいりました町民主役のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、淀 秀夫議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 町長の答弁は通り一遍の答弁に私には聞こえます。何しろ、国がこの2つを挙げて地方の自治体に大きな網をかけたわけです。自治体のほうは、私、このあれにはちゃんと言っているけれども、合併が進まないからというのが私の一つの感覚なんです。

それで、やはりなんぼ格好いいこと言ったって、まず財政が弱い、人口が減る、この2つが、この大きな網に2つかかったわけです、定住自立構想とコンパクトシティというのは。これにいかに対応するかということなんだけれども、たまたま米沢市中心の置賜定住自立圏構想が2月に実施済みされたということなんです。それに対して単純に言うと交付金が出ると。交付金が出るということは、やはりこの町がどうすればいいかということが一番大事な

わけです。

町長は、一般論としてはわかりますけれども、非常に大きな網をかけられて、真剣に対応するという姿勢が私にはわからないんです。ちょっとその辺、まずお聞きします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 一般論ではなくて、きちんと川西町の状況を踏まえて発言をさせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

置賜3市5町広域行政事務組合の理事者の中では、広域的に取り組む事業について、ふるさと市町村圏構想などを踏まえながら、さまざま研究、検討してまいりました。その中で、総合計画と同じように、議会の議決を得なくても事業を進めることができ、ふるさと市町村圏構想をやめるかと、終了するかという話になりましたけれども、私からは、今まで培ってきた人材育成であったり、各市町の連携した取り組みはさらに前進させる必要があるだろうということで、広域的な事業についてテーマを絞りながら事業化を進めてまいりました。その一環の中で、定住自立圏構想についても、研究課題としてぜひ勉強してほしいという提案をさせていただきながら今日までたどってきたところでございます。

私たちが大変お世話になっております地域活性化センターの椎川理事者、この定住自立圏構想を打ち立てた方でございますけれども、椎川さんにもおいでいただいて勉強会を重ねてまいりました。その中で、活性化センターからさまざまな今の置賜の状況などが情報提供されました。置賜のよさというのは何かというと、圏域の中での人の移動、物の流れ、経済の流れ、こういったものがやはり一つに集約をされていると。置賜は一つにやはりまとまっているんだというほかの地域にはない優位性があるって、定住自立圏に取り組むことの意義ということについても学ばせていただきました。

定住自立圏構想が出てきた背景に、椎川さんの言葉でございますけれども、市町村合併において、大きくなることによって行政コストを下げ、そして、その効果によって自立を目指すという構想が進んできたわけではありますが、その大きくなることによってプラスになる部分、マイナスになる部分が見えてきた。大きくなることによって財政効率を上げることができたということになります。大きくなることによって、小さなところ、遠いところ、小さな集落がどんどん衰退していく、中心部に吸い上げられていくという中で、地域全体の中での格差が出てきているという大きな課題がありました。

合併を選択しなかった自治体においては、従来のまちづくりを継続することによって、小さくても文化や、そして人づくりや、自立した取り組みが継続することができた。小さくて



も頑張れる状況が生まれている中でも、しかし、小さいままではだめで、大きく行政効率を上げることによって圏域を守ることも一つの考え方で、大きくなってプラスになった部分と、小さくても頑張っている部分を、いいところ取りではないんですが、合わせることができるのが定住自立圏の考え方ですということで、平成20年に構想取りまとめをされたという、そういう指導をいただきながら、理事者の皆さんがそれぞれ理解をし、課題を持ち寄りながら提携、連携を図りながら置賜全体の課題を解決していこうということで議論を進めておりますので、川西町もその中に参画しているということでご理解賜りたいと思います。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 私がこの前聞いた高田寛文さんのお話を聞くところによると、やはりこの人の場合もエリートなのね、東大の法科、そして自治省に入っているわけです、当時の。エリート。こういう人たちが、やはり地方自治体がどうあるべきかということで限定策入っているわけです。それで、たまたま米沢の場合は、米沢市中心に3市5町の自立促進の推進を実施することになったわけですね。だから、もっともらしい形になっているんです。

でも、これこの前私が聞いたところによると、交付金をもらえるからといって米沢の市長喜んでいましたけれども、その目的が、一番大事なのは財政が弱くなるわけでしょう。人口が減っているわけです。この2つがあるから大きな網をかけざるを得ないんです。だから、特に川西の場合は人口減少特に多いんです。女の人が住まないということ。だから、これとにかく米沢市周辺の定住自立の実施がこれから始まるわけですがけれども、町長は置賜というのは割かし固い結束があっという間だということをやっているけれども、置賜が合併できなかった理由はそこにあるんです。例えば、鶴岡市なんか相当合併したんですから。

だから、町長はいつでも言っているのは、時期尚早なんていう言葉で逃げていたけれども、私は本文の中に入れておいたんです。今でも合併の姿勢にはどういう考えがあるかということをや物すごく聞きたいんです、本音を。よろしくお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 後段のコンパクトシティとの考え方とちょっと合わない質問なので、何とも言いようがないのですが、今回の定住自立圏の予算というのは敷居が低いということです。例えば広域合併、3市5町の合併となれば、各議会で議決をいただく、住民の理解をいただくということが前提になりますから、それぞれ会議を何回も重ねるわけですが、定住自立圏の予算というのは1対1なんです。米沢市さんと川西町が協定を結ぶという関係でありますので、ほかの市町は取り組めなくても、米沢と川西がこれはやりましょうねと進めば、それは

事業化ができる。しかし、先ほどお話ししたように、3市5町ができるだけ足並みをそろえて取り組めるように、形成協定に基づいて協議を進めているところであります。

また、おもしろいのは、圏域を越えてやることができるということです。庄内町さん、三川町さんは鶴岡市とも定住自立圏を結んでおりますし、酒田市さんとも結んでおります。また、県を越えて定住自立圏を形成している団体もございます。

そういう意味では、それぞれの自治体を持つ課題、人口減少が大きな課題でありますけれども、そのみならず、今住んでいられる方が安心して生活をするためには何が必要なのかというところでの課題を互いに連携し、中心市がその調整役を果たしていただきながら、全てがフルセットで自治体経営をするのではなくて、それぞれが持っている資源を活用しながら連携を図ろうという、そういう考え方で取り組むことでございますので、今現在、市町村合併を推進するという国は立場ではございませんし、課題が整理され、合併してもいいという住民の意思が反映されれば、それは合併という形、市町村合併ということも検討する課題になっていくと思いますが、今私たちが取り組んでいるのは、それぞれの課題を持ち寄りながら持続性のある地域づくりを進めていくということで川西町は進んでおりますので、それに対してさまざまなご意見を賜りたいと思います。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 定住自立圏のことは、まず私もどちらかという賛成する一人にならざるを得ない。本当は高級役人が我々弱い自治体に網をかけるなんてとんでもない話なんですけれども、しかし、現状は何ともしようがない。だから、定住自立圏に関しては、全部とは言わないけれども、賛成せざるを得ないということです。

それに対して、今度はコンパクトシティについてちょっと話を進めますけれども、コンパクトシティというのは、本当に地方が過疎化している、玉庭の場合は特に過疎化しているんですよね、どんどん。そうすると、そこに、これは将来にかけては学校もなくなるみたいな話が進んでいるわけですね。こういうのを、例えば小松に集中してくださいなんていっても、今センター、あれのほうが集落をまとめていくんだと言っても、センターそのものも危なくなるぐらい人口が減っているわけです。

だから、我々も玉庭のセンターにいつも行って、頑張ろうということを言っているんですけども、これ20年先になると、私は死んでいるかもしれないけれども、20年先になって、人口が9,000人になるんでしょう。そういう推計なんです、川西の場合。そのときに、玉庭そのものに人口何人になるのかなんです。私は好きで玉庭の朴沢に家を建てましたけれども。

しかし、これも時代の流れからいくと、淀 秀夫も朴沢から出るなんていう命令が下らないとも限らないんです。

町長はコンパクトシティに関してもやはり全然対応する必要がないという、そのセンターが川西の場合あるわけですがけれども、そこが集落の焦点になって、そこに学校とかそういう医療とか、そういうのが皆昔あったんですよ、玉庭も。皆そこが廃止されているわけです。学校もいつかなくなる可能性は大なんですよね。だからみんな心配しているんです、やはり。その辺は真剣に考えていただきたいと思いますけれども、町長の意見。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 コンパクトネットワークの話以前に、定住自立圏のことに戻りますけれども、定住自立圏のよさは何かということ、先ほどの1対1の関係もそうなんですけれども、やはり財政力が弱い、人口減少とかフルセットで全てを賄い切れない部分を、中心市と連携してやりましょうということとあわせて、人材育成であったり、さらには財政、特別交付税措置がありますけれども、いかに起債措置などさまざまな有利なことを取り組みながら、小さくても頑張れるような自治体経営を応援するという考え方でございますので、これは川西町にとってもプラス、メリットの大きな事業だということでご理解賜りたいと思います。

コンパクトなシティづくりにつきましては、それもやはり人口減少というのを前提にしながら、市街地の中に全てを誘導するという考え方だけではございません。それぞれの地区が分散している中で、その中にもやはり中心的な機能がある部分を、これをネットワーク、道路とか交通手段で結んでいくということでございまして、一挙に全てを挙家離村するような昭和40年代の取り組みではなくて、それぞれが持っている機能を大事に、また人口が減ったり高齢化が進んでもそこはしっかり守りながら、でも、そこでは機能できないものを中心の市街地と結びつけていくという、機能を結びつけていくという考え方がコンパクト・プラス・ネットワークという考え方でございますので、これは定住自立圏の市町村版というような考え方で私自身は捉えているところでございます。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 町長から、私とあなたは合わないというようなことを今言われましたけれども、やはり合わなくても、町に情熱は私は持っているんです。もちろん原田町長も持っているんですけれども、やはり先を読まないで、私もちょっと賛成した一人なんですけれども、36億の新庁舎をつくるということで、まず前に進んでいるわけですがけれども、これだって年間1億円返済していくわけでしょう。私がいなくなっても1億円という金。やはりこういうのは

町長、本当に大変なことだと思わないと。町長は口で非常に淀 秀夫より話ほうまいけれども、そういうのを心配している人相当いるんです、やはり。

それで、やはり今のところに今度新庁舎をつくるわけですね。それで、こちらには、跡地にはコンパクトシティみたいなものの趣旨を生かしたいということを今話が出ているわけですけれども、町長、何年町長やるかどうかなんですけれども、やはり川西の場合は3期で大体先輩方みんなやめているんです。今回4期になっている。これ、弊害が出るんです、やはり。だから、そういう意味で、このコンパクトシティとかこの定住自立圏のほうを、もう少し先を読んで考えていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長 淀 秀夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時30分といたします。

(午前10時18分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

---

○議長 第2順位の神村建二君は質問席にお着きください。

5番神村建二君。

第2順位、神村建二君。

(5番 神村建二君 登壇)

○5番 おはようございます。

さきに通告してあるとおり、2つの課題について質問をいたします。

1つ目、ブロック塀について。

①危険なブロック塀はないか。

去る6月18日、大阪府北部を震源とする震度6弱の地震により、朝、登校中の小学4年の女の子がブロック塀の下敷きになって亡くなった。ブロック塀の危険性が認識されるきっかけとなったのは1978年6月に発生した宮城県沖地震である。倒壊で18人が犠牲になった。その3年後の1981年の建築基準法改正で、塀の高さの上限は3メートルから2.2メートルに下げられ、1.2メートルを超す場合は補強のための控え壁が必要とされた。しかし、古いブロッ

ク塀はいまだに残る。2年前の熊本地震でも同様に死者が出ている。

今回の地震で亡くなった小学生は、通学路で、しかも学校施設のブロック塀が倒れ被害に遭った。自治体や学校側の安全確認は十分だったのか。調査によれば、高さが法定制限を超え、また必要な控え壁がない等、違法状態を放置していた結果の人災とみなされている。

この大阪北部の地震を受けて、全国の学校で安全点検が進められている。県内では2005年から2006年の小学校通学路調査時点で、危険度が高く撤去すべきだと判断されたブロック塀が87カ所、補強、改修が望まれるとしたのは616カ所あったと報道されている。倒れれば緊急車両や避難の妨げにもなるブロック塀である。

本町の実態はどうなのか。学校、公共施設、民間施設の状況及び課題について伺います。

2つ目、子育て支援について。

①子育て支援の質的向上を問う。

②国の基準を超える助成、援助はあるか。

2015年度に施行された国の子ども・子育て支援制度は、幼児期の教育、保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現を目指すとしている。

近年、女性就業率が年々上昇し、それに伴い保育を必要とする家庭の需要も増加する中で、子育て安心プランの充足を満たすことが社会的に強く期待されている。社会全体で子育て世代を支援していこうということである。

その中でも最優先の課題である待機児童の解消を図るため、保育所、私立幼稚園、認定こども園等における保育士等の処遇の改善が全国的に行われた。また、2018年度には放課後児童クラブと社会的養護の職員の処遇改善等が国の制度として行われている。

現在、地方の市町村人口の減少に歯どめがかからない。その対策について、各市町村ではいろいろなことを考え手を打っているようだが、抜本的な解決策は見当たらない。そうした中、保育士等の処遇改善は子ども・子育て支援の大きな要素を占めており、結果として人口減少の歯どめに一役買っている。

このような環境の中、本町における保育士等の処遇改善の実情はどのようなものか伺います。

次に、子ども・子育て支援の大きなファクターを占める直接的な支援である医療費助成、児童手当援助、児童扶養手当等、これらは国の基準に従って支援が行われている。本町では医療費助成として、国の基準を超えて18歳までを対象にした援助を行い、町民の好評を得て

いる。

このように、国の基準に先行して実施している幼児、子供のための事業は、子育てする人にとって大変魅力的なものであり、本町において誇りとするものであるが、これら事業事例がほかにあるか、その有無について伺います。

以上であります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、危険なブロック塀はないかについてであります。6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀が倒壊し、高槻市の小学生や大阪市内の高齢者が下敷きになり死亡するという痛ましい事件が発生しました。このことを受け、町では改めて町有施設のブロック塀について、6月下旬に一斉点検を行いました。

ブロック塀の建築基準につきましては、宮城県沖地震後の昭和56年に改正された建築基準法施行令で定められており、高さが1.2メートルを超える場合は鉄筋を入れることや、塀を支える控え壁を設定すること、壁の厚さを15センチメートル以上とすることなどが規定されております。

学校等の教育施設の実態につきましては教育長が答弁を申し上げますが、教育施設以外の町有施設については、ブロック塀のある8施設18カ所について、ブロック塀の高さ、控え壁の有無及び目視による劣化の状況の把握を行ったところでございます。

調査の結果、旧町立病院敷地内の南西側に配置するブロック塀については、高さと高さにおいて基準を満たしていないことが確認され、旧東沢小学校敷地内の県道沿いに設置されているブロック塀については、経年劣化により危険度が高いと判断したところであります。このことから、早急に撤去を実施するための補正予算を本定例会に提案しており、できるだけ早く町民生活の安全・安心を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、今後町内の公道に面している民間のブロック塀について、全町的な点検調査を実施し、危険箇所を把握した場合は所有者に対し改善を依頼するなど、安全対策を講じていきたいと考えております。

次に、子育て支援についての1点目、子育て支援の質的向上を問うについてであります。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、町では地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを基本として、各種の子育て支

援の充実に努めてまいりました。

乳幼児への教育、保育の提供に当たっては、施設の受け入れ態勢整備と、全国的に問題となっている保育士不足に対し、国は保育士確保と同時に保育士の資質の向上を図ることにより、質の高い教育、保育を安定的に供給していくとしております。そのためには、継続して働くことができる職場にする必要があり、民間の幼児施設の職員向けに賃金改善を行うための2種類の処遇改善加算が措置されております。

処遇改善等加算Ⅰにつきましては、各事業所が実施する職員それぞれの経験年数に応じた賃金改定の取り組みに対し、町からの給付費に加算を行うものであります。また、処遇改善等加算Ⅱにつきましては、副主任保育士などの中堅職員や若手職員のリーダーに対して、処遇改善等加算Ⅰに追加して加算を行うものであります。処遇改善等加算Ⅱを得るためには、県が実施するキャリアアップ研修を受講するとともに、各事業所が新たに副主任保育士、若手リーダーなどの役職を創設し、その職務、職責に応じた処遇改善を行い、キャリアアップの仕組みを構築することが必要となります。

本町における保育士の処遇改善の実情であります。町内の私立の認定こども園1カ所、保育所2カ所、小規模事業所1カ所において処遇改善が実施されております。平成29年度の実績は、合計で約1,665万8,000円となっており、その負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。また、公立の幼児施設においては、今年度から保育助手等の賃金単価の引き上げを行い、処遇改善を図ったところでございます。

近年、就労形態、構造の多様化や女性の社会進出等に伴い、子育て環境が変化していることから、保育の需要が年々増加しております。保育士の処遇改善を図ることにより、保育士の資質の向上とともに、保育士の確保や定着が進み、さらによりよい保育が実施されていくことを期待しているところであります。

次に、国の基準を超える助成、援助はあるかについてであります。子育て医療費助成について国の措置はありませんが、県単独事業として、入院については中学生までを対象に、外来については小学校3年生までを対象として医療費の無償化を実施しております。町ではさらに対象を高校3年生相当まで延長し、入院のみならず外来に係る医療費についても無償化を行っております。

現在のところ、県内において同様の無償化を実施している自治体は、置賜管内では本町を含む5町であり、県全体では14市町村となっております。

これに対して国は、医療を受けた人と受けない人との公平性の確保、医療費の増嵩を理由

に、独自に医療費無償化に取り組む自治体に、国民健康保険特別会計の調整交付金を減額措置してまいりました。しかし、町村会を初め地方からの強い要望を受け、本年度、全国の自治体の少子化対策を支援する観点から、未就学児までの医療費助成に対し、国保の減額措置を行わないことに改められたところでもあります。

このほか、議員からお示しあった児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当につきましては、国の基準に基づき支給をしております。

また、本町では、ことし4月に子育て世代包括支援センターを健康福祉課内に設置いたしました。これは、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目なくさまざまなニーズに対してワンストップで相談支援を提供する拠点とするものであります。

相談支援については、保健師、管理栄養士、助産師が出産、授乳、育児、離乳食など、妊娠、子育てに係る全般的な困り事等に対し、親身に相談などに応じ、保育所、幼稚園にかかわる場合については、教育委員会と連携してワンストップ化に努めております。

なお、産前産後訪問や授乳相談は、職員が対象となる方全てのお宅に直接出向き、また、育児に係る教室なども参加しやすい内容で開催しているところでもあります。

特別保育事業費補助金事業は、健康面または発達面において特別な配慮が必要な子供を受け入れ、職員の加配を行っている私立の認定こども園や病児保育所に対して補助を行っております。さらに、公立施設においても、特別な配慮が必要な子供を受け入れるとともに、職員の加配を行っております。このように施設の受け入れ態勢の整備を支援することにより、安心して子供を預けられる環境づくりが図られているものと考えております。

本町がいち早く取り組んできた事業に小児科診療所と併設した病児保育があり、理想的な施設として高く評価されております。子供が病気で保育所等に登園することができないとき、一時的に預けることができ、就労する保護者にとって大きな安心となっており、町内外から利用され、需要の高い状態となっております。

さらに、月1回、幼児ことばの相談室を開設し、専門の言語聴覚士による相談を行っており、子供の言葉に対する悩みや不安を持っている保護者に対して助言や支援を行っております。

そのほか、放課後児童クラブ子育て支援事業費補助金として、当該放課後児童クラブの設置者に対し、1人当たり月額2,000円の補助を行い、保護者の負担軽減を図っているところでもあります。

少子高齢化が進む中、今後も多様化する子育てに対するニーズを的確に把握し、子育て世



代が働きやすく安心して子供を産み育てられる環境の充実を図るとともに、子供一人一人が健やかに成長することを支えていくことが重要であります。本町が抱える最大の課題である人口減少を克服するため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない総合的な支援が求められており、今後一層の事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 次に、私から、危険なブロック塀はないかの質問について、教育施設及び通学路における状況についてお答えいたします。

教育委員会では、ブロック塀倒壊による死亡事件を受け、翌日の6月19日に、小・中学校、町立の幼児施設、子育て支援センターについて、ブロック塀の有無、その高さ、厚さ、控え壁の有無及び劣化の状況について現地点検を行いました。

その結果、ブロック塀は小学校で1校、幼児施設は2施設に設置しておりますが、外観に基づく目視点検において、高さ、厚さ、控え壁ともに基準内であり、劣化についても今のところ問題ないと判断しているところであります。

次に、通学路におけるブロック塀の実態についてであります。6月19日付で県教育委員会より学校施設及び通学路の安全確保について指導通知を受け、本職名により各小・中学校長宛てに、施設及び通学路の再点検を行い、児童・生徒の安全確保に努めるよう通知を行ったところであります。

また、6月22日には、子供の命を守る強化月間に伴う学校安全に関するアンケートにおいて、通学路の点検にかかわって、新たにブロック塀の傾斜やひび割れ等の確認を含めた安全点検の実施が調査項目に追加されたことを受け、各学校で再点検が実施されました。

安全点検の結果、3校から気になる場所として5カ所の報告を受け、教育委員会職員が現地に出向き、民有地であることから外観目視による点検でありましたが、基準を超える高さの物件や老朽度から危険性が高いと思われる物件ではないことを確認したところであります。

各学校では、通学路の安全確保に当たって、これまでも交通安全を初め用水路や落雪等を含めて、年度当初に危険箇所の実態把握に努めておりますが、ブロック塀を含め、引き続き安全点検を重ねながら、危険事案の対応に向けては、地域や関係機関と連携を図りながら改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○5番 町長及び教育長からご丁寧なご回答ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

先ほどの話にもありましたように、1981年の建築基準法施行令では、ブロック塀の高さを2.2メートル以下に制限すると。それから内部を鉄筋で補強すると。そして、1.2メートルより高い場合は、直角方向に控え壁を3.4メートル以内の間隔で取りつくと。そして強度を確保すると。そういうふうになっています。

その調査に当たって、個々のブロック塀の高さや厚み、控え壁の有無のほかに、劣化の場所がないか目視での検査も欠かせない項目というふうになっておりまして、先ほどのご答弁では、町有施設について、ブロック塀のある8施設、18カ所について調査をしたと。調査の結果、その施設については異常はなかったというふうに受け取ったわけですが、その目視による劣化の状態というのは、専門的な力量がないとなかなか判断できない部分があると思うんですが、その辺はどなたがその調査をやったのか、その辺のところを、もし差し支えなければ、個人名でなくとも、どういう方がやったのかということについて、その対応をお聞きしたいというふうに思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 調査の関係でございますが、庁舎を初め各公共施設関係につきましては、それぞれの所管課の担当者が現地に出向きまして、目視調査等を行っているところでございます。

実質的にブロック塀があるかないかという、まず有無の確認をし、実際ブロック塀があったところにつきましては、先ほど目視の確認は亀裂、ひびの有無であったり、傾きがあるかないかといった外観目視の方法で確認をしたところでございます。

○議長 神村建二君。

すみませんが、マイク近づけて質問していただきたいと思います。お願いします。

○5番 所管の職員の方が実施されたということですが、劣化の状態というのはどういうふう  
に判断しますか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいま申し上げましたが、ひび、クラックの有無、それから傾いていないか、  
そういったことを中心に確認をいたしたところでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 基準に合わないブロック塀の所有者に、自治体が撤去や改修を指導できるというふう

になっております。

それで、先ほどは町有施設についての調査でしたが、それ以外の民間のブロック塀について、全町的な点検をやっていくんだというふうに回答書が記載されておりますが、この民間ブロック塀の調査というのはいつごろおやりになる予定でありますか。予定ございますか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 公道に面しております民間のブロック塀等につきましては、関係各課が協力しながら、中心となるのは私ども危機管理の総務課となろうかと思いますが、地域整備課であったり教育委員会教育総務課であったりという関係各課が連携しながら、実際には29年、昨年度の冬場に空き家調査というのを全職員の協力のもとで、ほぼ悉皆調査というような状況に近い形で全町的な調査を行いました。そういったことになって、町内をエリア、エリアで区分けをしまして、それぞれ担当班というか、グループごとに担当、点検確認をする班編成を行いながら調査を行っていきたいというような思いでおります。

ただ、時期的なことにつきましては、これから準備を進めてまいりたいと思いますので、具体的ないつごろやるということについては、今お答え申し上げることはできないということでございます。なるべく早目にしてまいりたいとは思っております。

○議長 神村建二君。

○5番 今おっしゃったように、なるべく早くやっていただきたいと思います。

というのは、最近、二、三日前にある町民の方から、近くに、具体的には場所を言わなかったんですけども、人間の背より高く危険なブロック塀があるというようなことを私に直接おっしゃったものですから、やはり、それは民間です。だから、町有施設は一応調べましたとありますけれども、民間のそういった、量的には範囲も広いし、数も多いと思うんですが、やはり早急にそういった危険なものは調べて管理する必要があるのかなと思いますので、その対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、ご質問いたします。

今と関連しますけれども、住民との協力が必要だと思うんです。ブロック塀以外にも町なかに潜む危険というのはいろいろあります。学校や公園の記念碑、それから門、それから屋外の看板類、自販機、墓石、それから電柱、電柱の上のトランス、こういった多様なものが危険な存在としてありますので、やはり住民の協力がなくなかなか対応できないと思います。

行政と住民が情報を共有して、そして協力し合いながら改善を進めていくということが必

要だと思いますが、この住民との協力の点についてどういうふうを考えられているか、その対応とか考えとかあればお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回の高槻の事故を見させていただきますと、学校の施設が倒壊して児童が亡くなるという本当に痛ましい事案が発生したということで、高槻市の市長さんも責任を感じているということでありました。

調べてみますと、昭和56年以前の建物について、例えばブロック塀などについては、みなしということで、それが即違法という考え方ではない今の状況でございます。そういう意味では、そういったものなども多数ありますし、あと、隣との境として隣接地に、公道に面さない形で建っているようなものもございます。そういったさまざまな事情があってブロック塀がつくられた経過もあって、一概に違法だからどうなっているんだという調査まで踏み込めない状況を抱えているところでございます。

今、議員からご指摘をいただきました門とか記念碑、さらには自販機など、地震などが発生すればさまざまな危害を加えるような状況も生まれる可能性もあるなど。お聞きしたところによりますと、神社の鳥居が上から落ちたという、町内でもあったそうでございます。そういったことなども含めると、さまざまな危険というのは身の回りにあるということをまずはお知らせし、そして、所有されている方、管理責任のある方などに十分ご理解をいただく、情報提供をしっかりとすることがまず大前提なのかなと。

我々としても基準に基づいた点検などをさせていただきながら、安全の向上を図るために指導をさせていただくと。まず実態調査をしっかりとやるというところからスタートをさせていただきながら、そういった危険性が生活、暮らしの中にあるということを啓蒙してまいりたいと考えております。

○議長 神村建二君。

○5番 教育関係ですけれども、文科省は8月10日に、各教育委員会に対してブロック塀の安全性について、対策の実施状況の情報を公表するようにと求めたと報道されていますが、これについての対応はどのようにされたか伺います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 ブロック塀の8月10日の件に関しましては、詳細にはわからないというところでございますが、先ほども申し上げましたように、県からの調査、あるいは依頼というのがどんどん入ってきておりますので、それに向けてお答えをしているということで、県のほうから

国のほうに情報は上がっているものだろう、そんなふうには理解しております。

○議長 神村建二君。

○5番 確認していただきたいんですが、8月10日に文科省で各教育委員会に出している、通達か何か。だから、それに対してやはりきちんと公表してくださいねということを行っているので、調べた結果、内容とか、そういった情報を公表するということについて、ひとつやっていただきたいなというふうに考えますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 山形県については、学校内におけるブロック塀の危険箇所については、既に報道等で全て明らかになっているというところでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 ちょっとその辺の認識が、私と教育長の間ではちょっとずれがあるようですけれども、もう一度ちょっと文科省から来ているものについて調べていただいて、その辺の対応をきちんとやっていただきたいなということを要望しておきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 先ほども申し上げましたように、国の調査は県を通して町に来ております。調査結果については県に上げ、そして国にというふうな流れであります。上がったデータについては県教育委員会のほうで集計して、過日公表されておりますので、それ以上のものはないかなど、そのように思っております。

○議長 神村建二君。

○5番 そうすると、町の情報は県のほうに上げて、県のほうから一括して公表しているという解釈でよろしいですか。そうですか、わかりました。

なお、そういった文科省の要求でございますが、先ほどご答弁のあった学校周辺の通学路とか、それから実際の東沢の壁とか、それから診療所の壁とか、そういったふぐあいのももあるわけですが、そういったものをやはり町民に対しても何らかの形で、今現在は通学路ではこうですよとか、先ほどご答弁のあった内容なんかも、やはり町民に機会を捉えて知らせておく必要があるのかなというふうに考えますので、その辺の配慮もお願ひしたいというふうに思います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 教育施設に関しましては、各学校において、先ほどもちょっと申し上げましたが、教育振興会とか、あるいはPTAとか、コミュニティスクールに伴って学校運営協議会とか、

そういったものが随時開催されておりまして、その中で通学路の安全については特に話題になるところであります。見守りをしっかりやらねばならないとか、そういうふうな等々もありますが、このブロック塀についても既に話し合いがなされておりまして、地域の方々におかれては十分、特に子供さんをお持ちの保護者については十分に熟知しているところであるということでもありますし、先ほどまた申しましたが、国土交通省からのブロック塀の安全か安全でないかというふうなことを、目視であります。調べるとき、チェックリストなども出ておりまして、それに基づいて各学校ではチェックを実施していったところでもありますので、周知というふうなことについては、学区内においては十二分になされているのかなど、そんなふう認識しております。

○議長 神村建二君。

○5番 何はともあれ、危険なものを放置して災害が起きることのないように、対応のほうをひとつきちんとやっていただくことを望みます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員ご指摘のとおり、地域住民の安全を守るということでは我々も行政指導をさせていただきますけれども、所有者がいらっしゃいますので、責任者があるわけでありますから、まず責任を果たしていただくような明確な指針を持ちながら、指導、監督に努めていきたいと思っております。とりわけ個人所有の施設が多いわけでありまして、そのところについてはご理解いただけるように、丁寧な説明をしていかなければいけないと思っております。

ありがとうございました。

○議長 神村建二君。

○5番 つけ加えておきますけれども、確かに所有者がいて、町ではタッチできない面があります。ただ、事例として、宮城県の場合ですけれども、小学校の通学路にある危険なブロック塀を町当局から所有者に伝えて、撤去等の助成制度を紹介しているというような報道がありました。この助成制度の中身はわかりませんが、国とか県とか、あるいは市町村とかで、危ないブロック塀を撤去、改修した場合に、そういう助成制度があるかもしれませんので、そういったこともあわせて当事者に紹介すると。紹介して危険なものをなくすというようなことをやっておる事例もありますので、お伝えしておきたいと思っております。

以上でブロック塀については再質問を終わります。

続きまして、子育て支援についてでございますが、子育ての問題は、やはり全国的に見れば待機児童の問題が解決されていないということだと思います。根底には待遇の問題があり

まして、それが解決まで行っていないと、そういう流れになっていますが、本町については待機児童はいないという認識でよろしいですか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 では、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現在のところ、川西町では待機児童はないということで捉えております。

○議長 神村建二君。

○5番 それは本町としてはすばらしいことだと思います。本町の場合はいろいろと手厚い子供の子育て支援をやっておるといのは認識しておりますが、先ほどの答弁の中で、処遇改善、民間の幼児施設の職員向けに賃金改善を行うと。町からの給付費に、処遇改善等加算Ⅰというものでございますが、職員それぞれの経験年数などに応じた賃金改善の取り組みに対して、町からの給付費に加算を行うというふうにしてありますが、これはどこが加算を行う国ですか。そこをちょっと。

あと、どのぐらい行っているのか。町からの給付費に対して加算を行うと。処遇改善と加算Ⅰ、これのちょっとご説明をお願いしたいんですが。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 子ども・子育て支援新制度が始まってから、各施設の運営費については国・県・町が共同で出資をされるといいますか、負担をして運営費を補助するという仕組みになっています。そのため、各施設の保育料、利用料等については町のほうに一旦入る仕組みになっているところであります。

そういったことで、運営費について町のほうが支出するといえますか、そういう仕組みになっていることから、その中に、国が言っている処遇改善加算を組み入れられているというのが実態であります。

処遇改善加算Ⅰにつきましては、ご回答しましたように、それぞれの経験年数とかに応じて加算をするという仕組みになっていて、本町の職員でいうと、段階的に経験年数がふえていくと賃金を上げていくと。それを、賃金を上げていく一つの仕組みとして、例えば賃金表をつくっていくと、何年経験したらこの賃金表を使いますよとか、そういったことをしながら加算をしていくという仕組みをつくってくださいということで、それに応じて各施設が、先ほども申し上げましたように、昨年度は1,600万強の処遇改善をしているということです。ただ、その1,600万円については、加算Ⅰだけではなくて処遇改善加算のⅡというものも入っているということでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 国からということですね。わかりました。

医療費無料の件でございますが、最初の質問の中でもお話ししましたが、本町は高校3年生までが無償だと。これはやはり他の市町村ではそんなに進んでいない、非常に先進的な施策だというふうに評価しているわけですが、この医療費の減免の仕方、方法として2つありまして、対象者の医療費を窓口で減免する窓口負担ゼロという方式と、後から減免分を戻す償還払いの方式があります。本町ではどちらの方式で行っていますか。

○議長 鈴木健康福祉課長。

○健康福祉課長 では、お答えします。

窓口で無償化と、それから現物という形で行っております。

以上です。

○議長 神村建二君。

○5番 それは小学校前の子供、それから小学校以上の子供、いわゆる18歳までオール対象ですか。

○議長 鈴木健康福祉課長。

○健康福祉課長 全てでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 そういったことで非常に手厚くやっていただいておりますけれども、非常にいいことだと思いますが、医療費助成を18歳まで引き上げた結果、本町の医療費の負担分、どのぐらい膨らんだか、把握しておられればお聞きしたいと思うんですが。

○議長 鈴木健康福祉課長。

○健康福祉課長 ご質問、まず医療費の高校3年生相当まで、昨年の8月からスタートいたしまして、すなわち29年度の実績を申し上げますと、8月から8カ月分になります。入院も外来も合計であります。約300万円程度でございます。

以上です。

○議長 神村建二君。

○5番 いろいろとお答えいただきましてありがとうございます。

いずれにしても、子育てする家庭が安心して子供を育てられるように最大限支援することを望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。



ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時22分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長 第3順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

1番伊藤寿郎君。

第3順位、伊藤寿郎君。

(1番 伊藤寿郎君 登壇)

○1番 発言順位3番の伊藤寿郎でございます。

議長に全問通告したとおり、壇上にて質問いたします。

初めに、ゲリラ豪雨対策について質問いたします。

西日本豪雨や先日の最上地方豪雨など、予想外の記録的豪雨や天災に日本各地が見舞われる昨今、ゲリラ豪雨が発生しております。通常の大雨と異なり降雨量の予測が難しく、降雨時から道路の冠水、河川の増水、住宅への浸水までの時間が短いことが特徴と聞きます。アスファルトなどにより地面が覆われ、雨水が浸透せず、一気に流れ込むことにより発生します。

対策として、透水性のある素材を利用することも考えられますが、限界があります。ゲリラ豪雨が発生しても対応できるまちづくりが一番の策ですが、これには時間を要します。そこで、できることを実行し、伝えるべきことを周知することが最重要ではないかと考えます。

降った雨を一時的にためる貯留槽の設置、土のうにかわる止水板の設置、防災マップの作成、気象情報の広報などさまざまな対策が考えられ、それらを実行している自治体もあります。このゲリラ豪雨を初めとする水害対策と住民の課題の周知について質問します。

さらに、災害後の対応、例えば浄化槽を使用している場合に、水につかると使えなくなりますが、その場合の対応など、役所の窓口、各種申請の手続の方法などの、被災住民の方が迅速にわかりやすく手続ができる体制であるかを質問します。

続きまして、農業担い手の現状と課題について質問いたします。

我が国の農業就業者の平均年齢は67歳（平成29年）と高齢化が進行している。また、高齢

者のリタイヤで農業就業者が著しく減少することにより、耕作放棄地の増加、ひいては地域の衰退にもつながりかねないとの懸念も広がっています。このような状況を克服し、持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し、世代間バランスのとれた農業構造にしていくことが必要と考えます。

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月）、農林水産業・地域の活力創造本部決定（平成29年12月改定）においては、農業構造の改革のための成果目標として、新規就農し、定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人拡大することを設定している。農林水産省ではこの目標の達成に向け、より多くの青年層に農業を職業として選択してもらえようさまざまな取り組みを行っているが、当町の現状はどうか質問いたします。

また、新規就農者が地域に定着し、地域農業の中核を担っていくようになるためには、周囲のサポートや丁寧なフォローアップが欠かせません。農業次世代人材投資事業（経営開始型）においては、29年度から市町村団体に経営、技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制の整備を進めているが、新規就農者が経営開始後に直面する諸課題の解決等について、町長はいかがお考えかお伺いします。

最後に、地域における働き方改革について質問いたします。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案、いわゆる働き方改革関連法案が、2018年5月31日、衆議院で、6月29日には参議院でそれぞれ可決成立しました。改正事項によっては、時期は異なりますが、2019年4月から順次労働基準法を初めとする関連法令の改正が施行されます。この法改正に伴い、人事業務においてさまざまな変更、改正が生じることが予想されます。

既に自治体や民間企業でも働き方改革を実践する例は多様にあります。公表されている地域指標からこの地域の実情を把握され、その中でいかに魅力ある働く場として労働人口を呼び込み、流出防止、労働環境改善など、働き方改革についてかねがね検討されていることと思いますが、取り組み状況について質問いたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ゲリラ豪雨を初めとする水害対策は大丈夫かについてであります、日本は陸地

の70%が山間地であり、世界最大の大陸と世界最大の海洋の間にあるため、台風、前線などの発生が多く、気象的に世界有数の多雨、亜熱帯的地勢にあります。毎年台風や集中豪雨などにより洪水、土砂災害、落雷、竜巻などが発生しておりますが、近年は地球温暖化が影響し、過去に例のない気象状況が頻発するなど、想定以上のゲリラ豪雨や土砂災害、異常豪雪など、災害に遭ったことのない地域でもその危険性が高まっております。

このような異常気象時代に直面していることから、私たちは一人一人災害に対するふだんからの備えとともに、緊急避難時の心得をしっかりと身につけておかなければならないと思っております。

さて、水害時における事前対応として、町では平成22年に川西町洪水避難地図、ハザードマップを作成し、全戸配布するとともに、ホームページ等での周知を行い、水害への備えを啓蒙しております。

次に、突然の気象変化等によりゲリラ豪雨が発生した場合ではありますが、局地的な発生スポットの予測はほとんど不可能なものの、気象庁から適切な気象予報が発表され、急激な黒い積乱雲の発生、落雷、突風の発生等を感じたならば、ゲリラ豪雨になるかもしれないという心構えをまず持っていただきたいと思っております。

ゲリラ豪雨をもたらす積乱雲の大きさは約10キロメートルであり、その集中豪雨はせいぜい30分程度で弱まる場合が多いとされております。幸い本町は町土の90%以上を山林と田畑で占めており、雨水を一時的に受けとめることができます。コンクリートに覆われた都市部のような都市型水害が発生する可能性は低いと思われませんが、想定外の豪雨により、中小河川、水路、側溝等の急激な増水により、一時的に浸水する場合も起こり得ると危惧しております。

また、万が一、集中豪雨が長引くことが予想される場合は、町からの避難勧告等を待つよりも、個々人がみずから情報収集を行い、その状況に応じた行動対応が必要となります。各地区で防災講演を行っていただきました防災・危機管理アドバイザーである山村武彦先生の水害・土砂災害対策5原則によりますと、①情報は待たずに自分でとりにいく、②遠くの避難所より近くの2階、③念のため明るいうちの自主避難、④避難時は隣人、弱者に声をかける、⑤防災は自助と近助と助け合いとして、避難情報等が出ていなくても周囲の状況で危険と思ったら、明るいうちの早目の行動が自分の命を守ることにつながるということを協調されておられます。

現在は、気象庁等から提供されています雨雲の動き、高解像度版降水ナウキャスト、レー

ダー・ナウキャスト等の情報が普及していることから、これらの情報をテレビ、ラジオ、インターネット等から取得し、早目早目に対応、行動していただくことが望ましいと思っております。

次に、道路、河川、上下水道の監視においては、町内パトロールを早い時期から行い、情報収集に努めるとともに、道路冠水、河川越水に備え、水防資材の点検更新を適正に行うことにより、町民の安全確保を図ってまいります。

さらに、河川堤防決壊、土砂災害、道路陥没及び上下水道管破裂等の有事の際には、国・県との連携はもとより、災害協定を締結しております川西町建設業協会と連携を図りながら復旧に努めてまいります。あわせて、住民に対しても、町からの情報提供はもちろんのこと、各地区自主防災組織と連携、協力し合いながら対応を図ってまいります。

また、先月の最上地域での激しい雨による土砂流出の災害では、大量の土砂や流出木が道路、水田、河川に堆積し、住民生活や地域経済に大きな影響と支障を及ぼしていることから、それらの対策についても鋭意検討してまいります。

基本的な災害対応は自助、共助、さらに公助の取り組みが原則となりますが、災害死ゼロのため、今後も防災訓練の実施等を初め、災害時に対応する準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目の浄化槽等、水につかった場合の対応はについてであります。浸水した浄化槽が使えるかどうかの確認には4つのチェック項目がございます。

1つ目は漏電チェックで、もし漏電ブレーカーが作動していたならば、専門の保守点検業者にまず連絡をしていただきます。そのままの状態に通電すると感電や火災が発生するおそれがありますので、業者に点検を依頼し、復旧工事を行ってもらうこととなります。

2つ目は浄化槽ブロワの点検で、コンセントボックスやブロワ本体が水没した形跡があったり、コンセントに刺さっているのに作動しない、また、空気配管が外れたり壊れてはいないかを点検し、もし異常が確認されたときは専門業者に点検修理を依頼します。

3つ目は流入管、浄化槽本体から汚水が漏れていないかを確認します。漏れていれば不衛生な水が地下に浸透していますので、使用はできません。

4つ目が、消毒が適正に行われているかどうかであり、薬剤筒が立てられない、見当たらない場合は使用できません。

以上の4項目のチェックが必要となりますが、これらの復旧対応は基本的には個人で対応していただくこととなります。ただし、それぞれの復旧作業は危険が伴うことや専門的知識

が必要となりますので、契約している浄化槽の定期点検や、保守を行っている業者に連絡して対応、処理を行っていただくこととなります。連絡する業者がわからない場合につきましては、避難所に設置される相談所や担当窓口にてお知らせをしてみたいと考えております。

3点目の役所の窓口、手続の方法など、被災住民の方が迅速にわかりやすく手続ができる体制であるかについてであります。町地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合には、被害状況に応じて、役場のほか地区交流センターや避難所に相談所を設置することにしております。

相談所では県等の関係機関と連携しながら、生活相談、職業相談、金融相談や住宅相談等、被災者のあらゆる相談を受け付けるほか、さまざまな申請等が必要になる場合には、当該関係課職員を配置し、スムーズに手続が行われるよう体制を整えてまいります。ただし、大規模災害の場合は職員が被災者となりますので、町業務継続計画に基づき対応することとなります。

また、相談所は情報発信の場とも考えており、被害状況や避難所情報、避難者等の名簿を相談所に提示するとともに、町や県の正確な情報を記載したチラシ等を配布し、被災者に対する情報の周知徹底を図ってまいります。

次に、当町の新規就農者の現状はについてであります。全国の農業就業人口及び基幹的農業従事者数に占める65歳以上の割合は、直近の数値でともに68%を超えており、平均年齢も67歳と年々上昇しております。

また、高齢化の進行とあわせて農業就業者も減少傾向で推移しており、年齢階層別の就業構造につきましても、65歳以上の6割に対して40代以下が1割と、著しく不安定な状況にあることから、将来にわたるさまざまな諸問題を抱えております。

その上で、議員のご指摘のとおり、持続可能な力強い農業の実現を図るため、世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、若年層の新規就業者の確保は全国的な喫緊の課題であります。国では成果目標の達成に向けて、農業人材力強化総合支援事業を初め、就農相談窓口の設置、新・農業人フェアなどの就農相談会及び農業インターンシップ制度による就農に向けた情報収集や体験機会の提供などによって、49歳以下の新規就農者数は4年連続で2万人を超えるなど、一定の成果があらわれております。

一方、本町の新規就農者確保対策といたしましては、国の農業人材力強化総合支援事業の活用や就農相談会への出展はもとより、産業振興課内に新規就農者や女性農業者等の相談窓

口を設置し、農業経営指導マネジャーによる専門的な就農指導を実施するとともに、町独自の新規就農者総合支援事業による新規就農者へのニーズに沿ったきめ細やかな支援を行っております。

本町の新規就農者数につきましては、過去5年間の平均で5名程度、平成26年からの認定新規就農者は10名を数えており、現在も2名の新規就農希望者へ相談対応を行っておりますが、全国的に新規就農者の離農事案も課題とされておりますので、就農相談段階から実現可能な就農計画の作成指導に当たっているところであります。

次に、農業人材力強化総合支援事業は有効に取り組まれているかについてであります。当該事業につきましては、青年層の新規就農者数を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するため、次世代を担う新規就農者に対して、就農の準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、国が総合的に支援するものであり、農業次世代人材投資事業、農の雇用事業及び農業経営確立支援事業の3本柱で構成されております。

その中で、町が事業実施主体となる農業次世代人材投資事業、経営開始型につきましては、原則45歳未満の独立、自営就農する認定新規就農者に対し、8項目の交付要件を満たすことを条件に、年間最大150万円を最長5年間補助することにより、就農直後の経営確立を支援しております。

本町では、平成24年度の事業開始以来7名の新規就農者が支援を受けており、現在6名に支援を行っておりますが、全てのケースにおいて就農相談時に認定新規就農者制度説明とあわせて、支援制度に対する指導、助言による誘導を行っており、今後とも次世代を担う農業者への有効な制度として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、周囲のサポートや丁寧なフォローアップの体制づくりをどう考えるかについてであります。新規就農者が直面する課題につきましては、経営面においては、所得の少なさ、技術の未熟さ、設備投資資金や運転資金不足、農地の集積などがあり、生活面においては、不規則な休暇、健康上の不安、周りとの人間関係などが障壁となっているケースがあります。

本町といたしましては、それらの課題に対処するため、関係機関と連携しながら相談体制を充実させるなど各種対応を図っており、農業委員会におきましても、新たな担い手が農業に参入しやすい環境をつくるため、ことし7月から農地取得時の下限面積を50アールから30アールに緩和するなどの対策を講じているところであります。

農業次世代人材投資事業、経営開始型の給付対象者に対しましては、サポート体制の整備が要綱に定められており、交付対象者の経営、技術、営農資金、農地の各課題に対応できる

よう、県農業技術普及課、山形おきたま農業協同組合、農業委員会及び産業振興課で構成するサポート体制を構築し、サポートチームとして年2回交付対象者を訪問の上、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応しております。

また、認定新規就農者につきましては、川西町認定新規就農者認定等実施要綱に基づき提出される農業経営指標に基づく自己チェック等の結果を踏まえ、経営状況の把握や指導、助言等を行い、新規就農者の目標が確実に達成されるよう努めるとともに、町単独事業である川西町新規就農者総合支援事業の活用者に対しては、年1回以上訪問し、フォローアップを行っております。

さらに、町外からの移住と農業担い手の確保を目的とした地域おこし協力隊農業研修生につきましては、平成27年度に1名、28年度に3名の計4名が着任し、町では受け入れ先と連携を密にしつつ、就農定着に向けた各種サポートを実施しております。平成27年度に着任した研修生については、昨年度で3年の任期を終了しましたが、研修地である玉庭地区内の農業法人において雇用就農し、地域の担い手として今後の活躍が期待されております。

なお、今回の雇用就農に当たり、新規就農者と受け入れ農業法人への町のフォローアップとして、研修対象経費が年間最大120万円、2年目は年間最大60万円の助成を受けることができる一般社団法人山形県農業会議の雇用就農促進支援事業について情報を提供するとともに、事業採択に向けて申請書類等の作成支援を実施し、無事採択を受けたところであります。

今後につきましても、引き続き町単独事業の活用促進を図るとともに、国・県の補助事業や、その他農業関係団体等の支援事業の有効活用による新規就農者のサポートを充実させ、新規就農者の諸課題を解決しながら、本町における新規就農者に対する持続可能な就農環境の提供による就農定着が図られるよう、最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、働き方改革の取り組みについてであります。ご質問にもありましたが、働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律、いわゆる働き方改革関連法案が国会において6月29日に可決成立し、7月6日に公布されたところであります。

法案成立を受け、町としましても働き方改革を推進するために、まずは中小企業、小規模事業者等の地域の事業主を初めとする関係者に広くかつ速やかに周知することが重要と考えており、国及び県と連携し、広報紙、ホームページ等による周知とあわせ、企業訪問の際にもリーフレットの配布に努めているところであります。

また、議員ご指摘のとおり、働き方改革は地域の実情、課題を把握した上で、労働力不足を解消するという大きな目的があります。首相官邸のウェブサイトでは、働き方改革は、一

億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジ。多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定を回避し、成長と配分の好循環を実現するため、働く人の立場、視点で取り組むとあり、職場、家庭、地域で誰しものが活躍できる社会を構築し、少子高齢化、人口減少問題に真正面から挑むことが求められております。

本町においても、少子高齢化、人口減少が進行する中、労働力不足の解消を図るためには、労働生産性の向上、働き手の増加、出生率の上昇を目標に置き、働き方改革の柱である長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向け、具体的な取り組みを行う必要があると考えております。

個々の企業、事業者によって働き方が異なる中ではありますが、各経営者が国の進める働き方改革に対し、それぞれの現状や地域課題とあわせて理解することが重要であります。町としましては、県やハローワーク等に設置される相談窓口、人材確保のための補助金や税制の優遇策など、各種支援制度についての的確に情報を提供し、確実に働き方改革が進むよう啓蒙してまいります。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 まずは、丁寧なご答弁ありがとうございます。

私からは、答弁の内容にもありましたハザードマップに関連してお尋ねしたいと思います。

町のホームページをずっと防災のほうから見ていきますと、ハザードマップについて、避難場所の一覧として、各地区小学校と、あと高校、コロニーさんが挙げられているようです。また、洪水避難地図も出ておりましたし、お聞きしたい点がありまして、お聞かせ願いたいですけれども、避難場所とされています高山小、こちらはスポーツ少年団のご利用が体育館であるということで、ご利用のご父兄の方から連絡いただいたんですけれども、トイレの水が流せない、水道が使えないというふうなことで、8月10日の臨時会にも出ておりましたけれども、屋上タンクのポンプが原因で故障されているということで臨時会でも言われているんですけれども、この水道はもう使えるようになったものかどうか。あと、利用者には情報が行き届いているか、お聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 去る8月の臨時会で補正をご可決をいただきました。今現在ちょうど発注、施工伺をして発注準備をしているところでございます。まだ切りかえは、未完成でございます。

あと、その状況ですので、まだ使えない状況なので、ご利用なされている方への周知もま



だでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

また、この高山小学校と東沢小学校につきましては、ことしの4月から空き校舎という形でおっても地域の避難場所として指定されているわけですがけれども、高山小、東沢小学校の誰もいらっしゃらないというふうなことで、ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、これはいつでも避難場所として使えるかどうかという地域の方の心配の声もありますけれども、いつでも避難場所として使えるものなのか。まして、現在空き校舎となっているもので、支障はないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 旧高山小学校、旧東沢小学校とも現在教育施設ではなくなりましたので、普通財産ということで、私ども総務課の財産管理のほうで管理をしております。

必要最小限の電気、水道等の施設設備のメンテナンス、維持管理をいたしておるところでございますので、万が一避難所として使用しなければならないときでも利用可能な施設ということで、最低限の維持管理をしているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 続きまして、川西町洪水避難地図というマップが出ておりますけれども、中身を見ますと平成22年度改訂版ということで、平成22年というと何か随分古い情報だなと。これは更新はないのということとか、更新に当たっては最重要河川箇所点検だったり調査があつての改訂をされるような仕組みになっていることは一応調べましたけれども、22年度で、町民の方々はこのマップで、最近のゲリラ豪雨で、今こんなにひどい状況なのということ考えると、こういうハザードマップの見直しがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 この平成22年に作成しましたハザードマップでございますが、浸水想定区域、色別で紫とか青とか薄い水色とかということで、どの程度までの浸水、水かさが上がるのかということのデータそのものがこの当時、最上川本流、俗にいう松川の部分が決壊なりした場合に、浸水想定区域のデータをご提供いただいて作成したものでございます。当時、このデータしかありませんでした。

次に、町内にごございます1級河川、県管理の鬼面川、誕生川、犬川、黒川等につきましては県管理でありまして、県の段階でそれぞれの河川のさらに枝河川になるわけなのですが、

浸水想定区域のデータを今取りまとめて、近々そのデータをいただけるという情報を得たところでございます。それを得たならば、速やかにこのハザードマップを改訂して、改めて町民の皆さんにご提示を申し上げたいと思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

そうしますと、このマップの右上のほうに、一次避難から二次避難場所へという事細かに丁寧に説明がされていますけれども、地区でいうと吉島、高山、大塚の最上川沿いに当たる小学校の避難所は、一旦一次避難をして、さらに二次避難場所へ移動するという事で、避難者、災害者の方にとっては二度手間がかかったりとか、こういう緊急性がある際に、一刻を争うというふうな災害の状況を考えると、どうしても面倒くさいとか、なんで一気に二次のほうに行って安心な場所に行かないのというふうな声が聞かれるわけですが、この一次避難から二次避難というところも改訂される見込みなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 先ほど申し上げました鬼面川であったり誕生川であったりということも吉島地区は近いわけです。そこの浸水想定区域がどのようなちょっと、先ほど色染めの関係がございまして、最上川本体の部分と支流部分との重なる部分がどの程度の深さになるのか、その辺をちょっと見比べなければ、この一次から二次へということがこのままのおりでいいのかどうかを相当チェックしなければならないと思いますので、そのデータを提供いただいた後に鋭意検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私から、総務課長に続いて重ねますけれども、実は、国交省のホームページに、この当時の雨の降り方からさらに100年に一度、1,000年に一度とまではいきませんが、雨の降り方が変化してきているということで、私たちが提供いただいた情報から、さらに雨が降った場合の浸水区域についても示されております。ホームページのほうで示されております。

例えばであります、このハザードマップでは、犬川の交流センターは浸水しないという状況でありましたけれども、交流センターの玄関のところに20センチぐらい水が来る可能性がある。大塚小学校は1階部分が水没する可能性があるけれども、2階部分まで水が来る可能性もあるというような、そういった浸水エリアの状況などが情報として今載っております。

そういったことも含めて、県から今資料が取りまとめされておりますので、全体的な見直しをしていかなければならないというふうに思っております。

私もさまざまなご意見をいただいているんですが、とりわけ羽越水害で被災したエリアにおきましては、大塚地区とか高山とか大きな被害があったわけでありましてけれども、そういった方々からも、将来どうなのかな。最上川の堤防自体はかなり強度化されておりますけれども、県管理河川の部分で、ほかの地区から見ると破堤したり越水したりというような状況が見られるわけでありまして、県と連動しながら、しっかりとしたハザードマップの作成をし、町民の安全・安心を守るためには一次避難の場所がこれでいいのか、最終的な避難場所をどうするのかというようなことも含めて、全面的な見直しをする必要があると考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

このマップの下のほうをよく見ますと、要援護者の方の避難施設、また要援護者施設ということで、避難時の手助けをお願いしますというふうに、要援護者の避難施設が2カ所、要援護者の手助けする施設が1カ所載っているわけなんですけれども、町全体を考えるとこの3カ所だけでいいのという話がよく出ると思いますがけれども、これから要援護者、ご高齢の方だったり、ひとり暮らしで動けない状態の方を、こういった施設がふえてくる可能性も考えると、この3カ所以外にそういった施設がふえるものかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまのご質問でございますが、今、その下のほうに書いてあるということで、ちょうど一番下、米印で書いてあるのですが、要援護者施設とは、洪水、浸水想定箇所内にある幼稚園、老人ホームなどに避難に援護の必要な施設ですというふうに記載をしてございます。

先ほど申し上げましたとおり、この22年当時は松川、最上川本流の部分だけでも浸水想定区域でございました。これが県管理河川部分まで重ね合わせますと、さらにこの幼稚園、老人ホーム等で要援護施設というふうに位置づけなければならないところが出てくる可能性は多分あるのかなというふうには想定してございますので、そういった見直しの際には、そういった部分をつけ加えてまいりたいというふうに思えます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

この洪水避難地図は結構町全体のものなので、ちょっと見にくかったりとか、わかりづらいようなことで、今後改訂されるときに、もっとわかりやすいような、誰が見てもわかるというふうな形の避難地図になればいいかなと思いますけれども、地元地区のほうではこういった安全マップを、吉島なんですけれども、自主防災組織連合会で簡単にわかりやすい、ここは危険、ここは歩道がないとか、水路がふたがないとか、そういうふうな事細かに簡単にわかりやすいマップが出ているんですけれども、これは全地区こういったものを指定管理としてつくっていただいているものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私も全部把握しているわけではありませんけれども、吉島地区が先進的な取り組みをされております。ただ、土砂災害等もございまして、玉庭地区などでも説明させていただいておりますので、土砂災害が発生する可能性のある部分などについても、マップに落として情報提供をさせていただいております。

今までですと、そういった浸水区域であるとか土砂災害が発生しやすいとかということ、個人の資産を下げってしまうのではないかと。本当に破れるかわからないのに、ここは浸水しますよといったときに、土地の価格などが下がってしまうというようなことなど、さまざまな課題もありまして、かなり大々的というよりは、こういったことがありますよという事前説明等でやってきたところであります。

見やすい、わかりやすいというふうになると、あそこは危険だということに直結してしまうようなことによって逆の心配も発生しますので、わかりやすさというのは当然でありますけれども、そのときにどういう行動をすることによって安全対策が図れるかという、情報提供ではなくて、次はどうしていったらいいのかということに結びつけられるようなハザードマップにしていかなければいけないんだろうと思っております。

危険、危険ということをおおるだけではなくて、それに対処する手法、手段というものについてもしっかりお伝えしてまいりたいと考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

更新時のこれから改訂される洪水のハザードマップ、この安全マップも、先ほど町長がおっしゃられたとおりの安全対策につながるハザードマップができるようにご期待申し上げます。

続きまして、町長答弁の文言の中に、各個々人からみずから情報収集を行い、その状況に

応じた行動対応が必要とあります。避難時は隣人、弱者に声をかけてと、山村先生の文言を使用したところでご説明もあったんですけども、私自身、地元地区にも近隣の方でひとり高齢者の方がもう数軒ありまして、いざとなったら必ず声をかけるのも、結構何軒もあるということを見ると、なかなかそういった高齢者の方、ひとり暮らしの方がこういうふうな情報をインターネット、ホームページだったりとか、そういうまめにはなかなかされていないんじゃないかなということを見ると、自治会だったりとか自主防の方がそういったご協力をされていると思うんですけども、要援護者情報の中で、川西町災害時要援護者避難支援プランというものがございますけれども、2番目の要援護者情報の把握、共有の中で、要援護者台帳を作成されていると思うんですけども、個人情報的なものもありますけれども、やはりこういったひとり暮らしの方で、なかなか身動きがとりにくい弱者と言われている方の要援護者台帳を都度更新をされながら、周りの方が、ここにはひとり暮らしで、前までは結構畑にも出ていたんですけども、最近ちょっと見ないねという人まで、そういった情報がきちんとわかるように情報の更新がされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木健康福祉課長。

○健康福祉課長 では、お答えいたします。

今の議員からご指摘があったとおり、台帳を登録しております。当初は自治会長さん、あとは民生児童委員の方に情報を登録して、そこをスタートとしまして、その都度見直しすると、そういう形にしております。

その台帳の控えでございますが、これは原則論を申し上げますと、まずは自治会、さらには各地区の自主防災組織を通してお願いをします。もっと言いますと、かわるたびに引き継ぎもお願いするという形でございますが、確かに議員ご指摘のとおり個人情報がございます。その中には、要支援する方の、あとは支援をする方はどうなると、それは詳しく書いてありますが、これをもう一回改めまして、例えば、さきの年度初めにあった自治会長さんの会議がありますが、そちらのほうでも徹底をちょっとご協力をお願いしたところがございます。

さらに、今年度からであります、要援護者の方の中には日本語がわからない外国人、こちらも含めるという形で、これは町のほうで調整しておると、そういう状況もございます。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

続きまして、町からの文言の中に、町からの情報提供は欠かさない。情報提供について

お聞きしたいと思います。

情報のツールとして町のホームページ、町報、フェイスブック等がありますけれども、昨夜、ホームページを開いてみました。やはり台風21号が心配だったもので、そういったところを調べてみたんですけれども、ホームページの暮らしから町の防災という順番で見ますと、川西町の防災についての項目が何件かずっと続いて書いてありまして、それを閲覧して、後ろのほうにいきますと、ちょうど災害発生時の連絡先についてはこちら、川西町地域防災計画及び各種防災計画マニュアルについてはこちらということで、各ホームページだつたりとかリンクするようにされているところの項目があるんですけれども、その項目の隣が（準備中）で、この2項目が（準備中）になっているんです。

こういったもう今台風が毎週のように来ているのに、町のホームページを見た際に、災害発生時の連絡先についてちょっと調べたいのに準備中というのは、町はどういうふうにそういうことを、情報提供を考えているのかということをやっと疑ったりとか考えたりして、この準備中で、何か実際被害があった際に、対応とかおくれが生じるのではないかと私自身感じますけれども、この準備中からいつこれが閲覧できるような形になるか、お聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまご指摘いただきましたホームページの不備につきましては、速やかに改善、改良をしてみたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

続きまして、同じホームページの防災を開きますと、川西町業務継続計画（地震災害編）というところの計画が中に書いてあります。こちら（5）住民等への情報提供及び協力要請という項目があるんですけれども、事前対策項目で、住民への情報提供及び問い合わせ対応、住民等への協力要請という項目の現状が、今検討中というふうに書いてありますけれども、先ほど僕が言ったように、検討中とか準備中では、今のこういった状況を考えると、この検討中だけではちょっと心配になるんですけれども、これはいつ検討が変わるといふか、今後直るものなのかお聞きしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 町の業務継続計画につきましては、今現在、大地震が発生したことを想定して業務継続計画をつくってございます。その他の災害についての業務継続計画は、水害はタイム

ラインというか時間が少しずつおくれてというか、その先々が見える災害でもあり、地震は突発的に起きて、急激な被災が起きるといふことの特異性、災害によって状況が違いますので、今現在は地震を想定しての業務継続計画だけでございます。

ちょっと私も認識が不足しておりましたが、今の業務継続計画は、地震以外の水害であったりその他豪雪であったり、さまざまな災害に関しまして充実していきたいなというように思っています。それらがまだ整ってございませんので、今準備中ということになっているのかなというように思っているわけですが、それらを全て含めまして、中途半端な情報提供でない形でホームページ等に示してまいりたいなというふうに思っています。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 では、よろしくお願ひします。

続きまして、町長答弁の中に、今後も防災訓練の実施を初め、災害等に対応する準備を進めていきたいと考えておりますという文言がござひます。

毎年、町総合防災訓練ござひますけれども、これは全体的にというか、災害のための訓練なのかということ、特にことしはゲリラ豪雨が多いもので、僕も地区の方も水害を予想した際の、水害を免れるためとか水害に対応できるような訓練も取り入れてはどうかというふうなご意見もいただいておりますけれども、町長はどういうふうにお考えか、お聞かせ願ひします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 川西町の防災訓練につきましては、マグニチュード7強の地震が発生して、震度6強の揺れがあったということ、これを想定してやっております。地震というのはいつ来るかわからないということござひまして、そのために緊急的な災害対応をしていかなければいけないということ、訓練を重ねているところでござひます。

各地区に出向いて、それぞれの地区で自主防災組織を中心にしながら、地域の皆さんの協力を得て啓発活動をするということ、取り組んでいるところであります、では、7年に一遍でいいのかということにもなります。自治会の役員の方、もう7年もすれば何代もかわってしまうということで、訓練体制で十分かといえばそれは十分ではありませんので、このたび東沢地区や中郡地区で自主防災組織が一斉に訓練に励んでいただいたというようなことも含めて、意識低下しないように取り組んでいかなければいけないなと思っております。

ただいま、水害などについてもどうかということでありまして、私自身は水害については猶予期間があるというふうに思っています。これはタイムラインという考え方であり

まして、台風が3日前、4日前からどういうふうに移動するかというのが予測できるわけです。どの程度の風が吹いて、どの程度の雨が降るかということも想定されます。ですから、1日前にやらなければいけないこと、12時間前にやらなければいけないことということを想定しながら、あるいは住民の皆さんが早目早目の行動をしていただくような啓発をしていかなければいけないだろうと。そのための受け皿をどうつくるかというようなことでありまして、そういう意味で、地震とはまた違う行動計画になるのかなというふうに思っておりますので、その部分は十分町民の皆さんにお知らせをしてまいりたいと考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

続きまして、町報の6月15日号を見ますと、高齢者への地震対策訪問アドバイスということで、地域整備課の職員の方々がこういった高齢者住宅に訪問してアドバイスをされているようですけれども、そのアドバイスをされた件数と、また地震だけではなく、今話したような水害等の対策もあわせて、何かアドバイスできるような仕組みであるとよりよいのかなと思いますけれども、その件数とアドバイスについてお聞かせ願います。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまの質問の内容につきましては現在ここに持ち合わせておりませんので、改めて提示したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。ぜひよろしくお願したいと思っております。

ゲリラ豪雨に対して最後の質問になりますけれども、町長は、町報かわにし7月号では、大阪北部マグニチュード5.9の地震による報告、同じく8月号では、水不足と西日本豪雨について、災害時に避難する準備を確認してくださいと呼びかけていることは、私たち住民にとって啓蒙活動の一環で、よい情報であると思っております。ありがたいと思っております。実際災害が起きた場合、災害弱者を一人でも助ける情報提供と、これからの回避がわかりやすくなっていると思っております。

今まで私がさせていただいた再質問、ハザードマップからそういった面も含めて、今後町長は、町長室からのコーナーのこの時期のご意見もあったと思うんですけれども、今後私の質問した内容についてどういうふうにご検討されるかお聞かせください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変貴重な質問をたくさんいただきましてありがとうございました。また、建設的な



提言も盛り込まれておりまして、我々としても再認識をさせていただいたところであります。

答弁の中にも書かせていただきましたけれども、山村武彦先生から、町長、覚悟を決めなさいと言われました。その覚悟は何かといえば目標なんだと。何を一番最優先するか考えなければいけない。そうなってくると、やはり町民の皆さんにしっかり伝えるために整理していかなければいけない部分でありますけれども、私は災害死ゼロ、死者は出さないということを強く訴えながら、そのために、命を守るために、町民の皆さんに、そして行政も互いに犠牲者を出さないためにどうするか。

このたびの8月の豪雨の中で、最上地方の首長さんと話をして、大変100億を超える災害が出たわけでありましてけれども、でも、人的被害が出なかったのはよかったなど。そのことだけが救われるという首長さんたちの話でありました。やはり町民の犠牲者を出さないという強い意思のもとで、しっかりとした計画、そして体制を整備してまいりたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 今後、町報かわにし、町長室のコーナー、楽しみに勉強していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、新規就農者の現状について質問いたします。

農林水産省発表の農林業センサス、農業構造動態調査、平成29年の基幹的農業従事者は全国で150万7,000人、その1年前の平成28年の基幹的農業従事者は158万6,000人です。なんと、たった1年で8万人の方が農業をやめる、離農されています。その前の年は残念ながら10万人の離農がありました。日本の全人口約1億3,000万人、その中で農家はたったの150万しかいません。

では、新規就農者は何人いるかという、平成29年の新規就農者は6万人です。この中には、実家が農家で、その後継ぎで農家になったという方が1番多くて4万6,000人。その他、大規模経営農家に雇用された農業従事者になっているという方が1万700人。本当の意味で農家がふえたというのが新規参入者と呼ばれ、カウントされている方が3,400人だけなんです。

離農者8万人に対して新規の農家さんが3,400人ですから24倍ということです。10年たてばほぼ間違いなく、今の150万人の農家のうち100万人以上の方は農家をやめるのではないのでしょうか。150万の農家の方の65歳以上が100万人を超えている状況なんです。

先ほど答弁にもありました現状において、川西町の新規就農者が、26年からの人数が10名を超えたということですけれども、先ほどの数字を僕言いましたけれども、今後も本当に真

面目に、より多くの応援や支援がもっともっと必要になると思うんです。今の担い手確保の取り組みにもう満足するのではなく、本気で取りかからないといけないと思いますけれども、町長はいかがお考えですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 農業基本法が出ました昭和37年当時、日本の農家人口といいますか世帯数は500万人でした。その当時言われていたのが、小規模だから農業はやっていけないということで、規模拡大をしなければいけないという、そういう政策をずっと国は続けてきたわけでありまして、それが50年、60年近くなるわけでありまして。そういう意味では、経済的な考え方、発想からすれば、農業を大切にしていなかったということが現実でありまして、やはり政策転換をし、農業振興や、また農業に従事する人たちの所得の確保を初めとした処遇改善をしていく大きな政策転換がなければ、やはり農家人口は減っていくんだろうというふうに思います。

今までそれをずっと支えてこられた60代、70代、そして80代の皆さんがこの日本の農業を背負ってこられたわけでありまして、それを今までのやり方ではなかなか対処できない。新たな時代にふさわしい農家経営、法人経営を含めて対処していかなければいけないというふうに捉えているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

最後になりますけれども、答弁の中に、農業委員会では新たな担い手が参入しやすい環境で、農地取得の下限面積を50アールから30アールに緩和したという、講じられています。農業委員会会長にお聞きしたいと思います。こういった緩和することによって、何人ぐらいの担い手の……

○議長 通告がありませんので。

○1番 続きまして、産業振興課長に聞いてもこれは通告外ですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 新規就農する、全く新しく農業を始めるといえるときに、50アールという面積で田んぼをやろうとして、田んぼでそれで十分かといえば、なかなかそれで生活が立てられない。では、園芸で農業新規就農しようかという、50アールでは広過ぎるということもありまして、特に、最初に初期投資が少ない園芸で就農しようとしたときに入りやすいということで、農業委員会の中でもご理解いただいて、そのハードルを下げて、新規就農しやすい環境を整えていただいたというふうに考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 もう時間がないんですけれども、新しい担い手の方と、私自身農家ですので、川西の田んぼ、畑を守っていきたいと考えます。

いろいろご答弁ありがとうございました。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

2番伊藤 進君。

第4順位、伊藤 進君。

(2番 伊藤 進君 登壇)

○2番 それでは、本日最後の質問者になります。

議長に通告しております質問を始めます。

記録的な猛暑で、全くと言っていいほど雨が降らなかった夏、農作物への影響は地域ごと、作物ごとの違いがあるようですが、本町ではどのような状況にあるのか、何らかの対策が必要となった場合を考えておられるか伺いたい。

次に、獣害についてです。

電気柵設置を行っているところ以外の畑作物は、ほとんど収穫皆無だと知人から聞いております。こうした獣害は本町でどれぐらい発生しているのか、また、販売に影響があるのはどれぐらいか、実態がわかれば伺いたい。

さらに、生活面における獣害についても、どのような状況にあるか、対策を立てておられるか伺いたい。

平成28年12月、第4回定例会一般質問の回答で、電気柵設置等を中心に対策を行っている。また、国の交付金を活用しながら、里山林整備事業による緩衝帯の整備事業、電気柵設置や狩猟免許取得経費の補助等により、被害軽減と後継者確保の取り組みを継続、拡充するとともに、群れの行動を把握する生態調査等の先進事例の収集、研修を行い、新たな鳥獣被害対策調査、研修にも力を入れていきたいと考えておりますとのことでしたが、その進捗状況はどうなっていますか。

さらに、当時より被害範囲が拡大してきていることは、対策が追いつかないということですか。また、予算を減額したことは効果的な取り組みがなされるからだと思うのですが、実態はどうですか。

国の対策では、ニホンザルの被害対策として、これまで行われてきた総合対策（被害防除、

生態環境管理、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、個体数管理、捕獲)について、今後、被害の軽減につながる効果的な捕獲を中心とした対策への考え方へと転換し、10年後までに加害群の数を半減することを目標として対策を強化ということです。

本町においてはこの目標に向けた取り組み計画を立てたと思われませんが、状況を伺いたい。

里山林整備事業による緩衝帯の整備事業は、やまがた緑環境税の活用ができるようで、付随して提案型事業として予算措置もあるそうですが、これについても状況を伺いたい。

この鳥獣被害については、山の荒廃によって生息動物の食料となるものが激減してきたことも要因ではないかと思うのです。生態系保全ということも、この緑環境税を取り組むに当たっての説明資料に記載されているのですが、現在の状況から、里山林整備事業での緩衝帯整備だけでなく、山に生息している動物が山からおりてこない工夫を行う必要があるのではないかと考えますが、町として県にこのような提案をなされたことがあるか伺いたい。

移住・定住の取り組みには、置賜広域定住自立圏構想などで人口の流入出が多くなる可能性があるかと推察しますが、こうした中での獣害発生がどのような影響を及ぼすのか。こんなはずではなかったと言われたときにはもう遅いし、既にそう感じている方もおられるということをお聞きしております。

まちづくりで全ての人が全て納得することは難しいことと思います。それでも100%に近づけるため、あらゆる方面から努力して、獣害対策も重要案件として捉え、町政運営に当たっていただきたい。町長の見解を伺いたい。

次に移ります。

島根県で開催されたJOCオリンピックカップ第48回全日本中学生ホッケー選手権大会において、川西中学校ホッケー部が3位の栄誉に輝きました。この快挙は、長年携わってこられた方々にとっては大変喜ばしいことであると思います。これまでの関係者の努力に敬意をあらわして、また、川西中学校ホッケー部のさらなる発展を願うものです。

この快挙が多くの方々に活力を与えてくれる一つであるのではないかと思います。このことがこれから多くの交流事業に結びつくのではないかと考えるのですが、町としてどう捉えておられるか、見解を伺いたい。

次に、7月に東南置賜にとって望ましい、高校再編整備についてという報告書が東南置賜地区の県立高校再編整備に係る検討委員会から出されました。県立置賜農業高等学校と本町は連携協定を結び、紅大豆を使った商品開発、豆ガールズなど、さまざまな活動が展開されているのは周知のことです。

この取り組みが川西町のPRを含めた活動につながっていると思うのですが、このような中で高校の再編整備が出ているわけですが、本町ではどのような考えをお持ちなのか、見解を伺いたい。

最後になります。

愛知大学の本町におけるフィールドワークの報告を聞く機会がありました。すぐにでも川西町のPRに使わせてもらいたいものと思った次第です。これを機会に、広聴広報をより強化して情報発信をしていく必要があると思うのですが、見解を伺いたい。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤 進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、水不足について、被害状況の把握と状況に応じた対策は考えているかについてありますが、議員ご指摘のとおり、ことしは東北や北陸を中心に高温及び渇水が続き、ダムの貯水率もかつて経験したことのない最低水準で経過しております。この間、通水制限等による緊々の対応が図られてまいりましたが、十分な水量が確保されず、農業者の皆様からは切実な声が届けられておりましたが、先月24日からの降水により、現在水不足は解消されたものと思います。

さて、本町における主要農産物の影響等につきましては、水稻においては、水利の末端地域やため池を水源とする一部の水田では、用水不足による登熟への影響が懸念されましたが、8月下旬の降雨により圃場状態は改善の傾向にあります。大豆においては全体的に育成不足が顕著であり、一部では落莢が見られるなど、大幅な収量減となるおそれがあります。また、果樹、野菜、花卉及び畜産粗飼料につきましても、生育遅延による収量減や高温障害による品質低下が見られます。

本町の対策につきましては、8月10日に渇水対策連絡会議を設置し、被害の状況確認及び情報共有等に努めてきたところであります。また、大豆生産者に対して、収量減を想定した経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金の救済措置を講ずるため、記録写真や作業日誌等の作成準備を依頼しております。さらに、県に対しても用水確保時の機材経費に係る補助支援等を要請してきたところであります。

県においても、高温渇水による被害対策として、農林水産物等災害対策事業の新設などが検討されており、具体的には水路等掘削または揚水機設置工事、機材借り上げ、資材購入、

燃料購入及び病害虫防除のための農薬購入、樹勢または草勢回復のための肥料購入及び再播種の種子購入に対する助成措置のほか、無利子の資金貸し付けが想定されております。全ての事業メニューが町との協調事業となることから、財源確保を含めて、今後の被害状況に適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、被害状況と対策、研修等の進捗状況はどうかについてであります。平成29年度の有害鳥獣による被害状況については、中山間部を中心とした自家野菜の被害が多く、正確な数値は把握できておりません。町に被害報告があった方々からの聞き取りでは、およそ80万円程度が被害額と考えております。販売に影響があったものとしては、農業共済組合の支払い対象となった獣害被害は1件で4,680円でありました。

その他、農作物被害とは別に、住宅屋根裏へのハクビシン侵入や、床下へのタヌキの侵入等、生活面での獣害相談も年々ふえている状況であります。

平成29年度の被害防止対策実績としましては、里山林整備事業により東沢地区の共存林で緩衝帯を4.2ヘクタール整備したほか、6名に電気柵設置補助、2名に新規狩猟免許取得経費補助を行い、捕獲技術の後継者確保を図ったところであります。

また、町の有害鳥獣の捕獲活動を実施する川西町農作物鳥獣被害防止対策協議会の事業として、おりの設置や撤去、パトロール出動等の捕獲活動に延べ285人が出動し、ニホンザルが30頭の目標に対し13頭、ツキノワグマが5頭の目標に対し5頭、カラスが50羽の目標に対してゼロ羽、サギが50羽の目標に対して90羽、イノシシが10頭の目標に対し、狩猟期に13頭の捕獲実績があったところであります。

機材についても箱わなやくくりわな、電気とめ刺し等を整備したほか、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策としては、玉庭地区と東沢地区において地域の実情に応じた対策を実施しております。特に、玉庭地区では試験的取り組みとして、集落に動物がおりてこないよう、動物の餌となる柿や栗の木の伐採を行ったほか、県の支援を受けながら電気柵の設置研修、実証圃場での電気柵の効果検証、地域住民による猿の目撃情報を集約した出没マップを作成したところであります。

研修については、対策協議会構成員である猟友会役員、玉庭地区及び東沢地区の代表者、町事務局のほか、総合支庁農業振興課及び農業技術普及課の担当者にも参加いただき、埼玉県秩父市において鳥獣被害対策の研修を実施いたしました。現地では猿や鹿の捕獲に向け、おりわなをICTの活用で遠隔監視し、操作するシステムの有効性を確認してまいりました。

次に、被害範囲拡大は対策が追いつかないのかについてであります。鳥獣の中で特に行

動範囲が広く、被害拡大が懸念される動物は猿とイノシシであります。猿とイノシシについては、農作物の被害防止対策として有効な電気柵設置に対して補助を行っておりますが、絶えず移動を繰り返す動物であるため、今まで被害がなかった地域へと被害範囲が拡大しているのも事実であります。

被害を減らすには、捕獲による個体数を減らすことが一番効果的であることから、捕獲活動に取り組んでいるところでありますが、近年広域的にふえている状況を踏まえ、山形県も捕獲に向けた取り組みを強化しているところであります。

具体的には、平成29年度に県の事業として、本町を含む県内4市町においてイノシシの生息状況調査を実施しており、本町では米沢市と連携して取り組んだところであります。今年度はその調査結果を踏まえ、11月から来年2月までの4カ月間、山形県猟友会、米沢市と連携しながら、イノシシの捕獲50頭を目標に、わなや銃猟による捕獲活動を実施する予定であります。

次に、予算減額での活動実態はどうかについてであります。町の鳥獣被害防止対策は町独自に実施している事業と、猟友会や鳥獣保護管理員、山形おきたま農業協同組合、玉庭及び東沢地区の代表者が構成員となって組織する対策協議会で実施している事業であります。

平成30年度の町当初予算は、団体負担金や消耗品の減額により113万4,000円と、昨年度比85万9,000円減であります。町会計を経由せずに国の鳥獣被害防止総合対策交付金を受ける対策協議会の予算は、国からの交付金がふえたため、310万7,000円と昨年度比98万8,000円増となっており、鳥獣被害防止における予算は全体で12万9,000円の増となっております。

町では国からの交付金を活用して、おりやわなの購入、パトロール等による被害防止の取り組みとともに、電気柵設置補助や新規の狩猟免許取得経費等補助を初め、猟友会の運営支援補助などを実施しながら、効果的な鳥獣被害防止に向けた活動を実施しているところであります。

次に、国の対策目標に対する取り組み状況についてであります。国では平成26年度に、猿の加害群の数を平成35年度までに半減することを目標に対策を強化する考えを示しておりますが、本町においては、これまで個体数調整として毎年30頭捕獲する目標を立てながら捕獲活動に取り組んでまいりました。今後も捕獲に力を入れ、群れを一網打尽にする取り組みを実施している先進事例等を参考にするなど、捕獲体制の整備推進を図っていきたいと考えております。

具体的に、今年度は対策協議会の取り組みとして、デジタル業務無線機を10台整備するほ

か、ICT等新技術を活用した捕獲支援システムを整備する予定であります。このシステムは、設置されたわなに入った鳥獣の数を把握しながら、タイミングをはかり遠隔操作で入り口を閉じることができるため、鳥獣をまとめて捕獲することが可能となります。捕獲に係る労力の軽減はもとより、捕獲数増加と今後の捕獲活動に効果を発揮するものと期待をしているところであります。

次に、やまがた緑環境税の提案型事業の取り組み状況についてであります。本町では、平成26年度からやまがた緑環境税を財源とした里山林整備事業に取り組み、玉庭地区と東沢地区において人と動物との共存林の整備を進めている状況であります。県では、同税を財源として、平成29年度から、みどり豊かな森林環境づくり推進事業、市町村提案型を創設しており、市町村が地域の課題に沿って独自性と創意工夫を凝らしながら森づくりや自然環境の保全活動に取り組む際に、上限500万円の交付が受けられる内容となっております。

これまで、緑環境税を財源とした取り組み事業の見直しを行うとともに、今後地域提案型事業の採択に向けた事業内容の検討を進めたいと考えております。

次に、県に提案は行っているかについてであります。有害鳥獣被害対策に関しては、一市町村のみならず広域的な課題でありますので、隣接市町と連携を図りながら、鳥獣被害防止対策の担い手となる狩猟者確保の支援拡充、捕獲手続の簡素化や許可頭数の上限緩和などについて、県町村会として県に対し提案要望を行っており、今後も継続して提案してまいりたいと思っております。

次に、重要案件としての見解はどうかについてであります。本町の最大の課題は人口減少の克服であり、移住・定住促進プロジェクトの取り組みにより、町外から本町に移住される方を確保するとともに、現在町内で暮らしている町民の皆さんが町を愛し、誇りを持ちながら住み続けることができる安全・安心なまちづくりを推進していくことが最重要であると考えております。

クマやイノシシは非常に獰猛な動物であり、猿についても群れが登下校児童を威嚇するなどの事例があり、人間に大きな危険が及ぶ可能性があります。また、農作物被害による所得減少、栽培意欲の低下はもとより、住環境破壊による日常生活の不安増大は、町民の生活を脅かしております。

鳥獣害防止対策は、町の安全対策の重要案件として認識しておりますので、今後も県や地域、猟友会の皆様と連携して安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、第48回全日本中学生ホッケー選手権第3位についての、交流事業に結びつくと思う



がどう捉えているかについてであります。川西中学校ホッケー部は、8月3日から5日に宮城県で開催された東北中学生ホッケー選手権大会において、男子チームは優勝、女子チームが準優勝し、男女ともに8月18日から20日に島根県奥出雲町で開催された第48回全日本中学生ホッケー選手権大会に出場いたしました。

結果については、女子チームは予選リーグで敗れましたが、男子チームは決勝リーグを順調に勝ち進み、準決勝で地元島根県チームと大接戦の末に惜しくも敗れましたが、見事第3位の快挙をなし遂げました。

全国大会には小野教育長が会場まで応援に出向き、選手たちの活躍ぶりを伺ったところでもあります。先日、8月24日に、出場された13名の生徒の皆さんと校長先生及び顧問の先生が来庁され、全国大会の結果とともに、今後に向けた目標、抱負などについて力強く報告をいただいたところでもあります。

記録をさかのぼれば、中学生の6人制の全国大会では、平成3年に中郡中学校女子ホッケー部が準優勝して以来の成績であり、また、本年は置賜農業高等学校男子ホッケー部がさきに行われたインターハイでベスト8に輝くなど、久しぶりにホッケーのまち川西を全国に広く知らしめる機会となり、大変うれしく、競技力の強化指導を支えてこられた県及び町ホッケー協会を初め関係者の皆様の努力が実を結んだものと、町民の皆様とともに喜びを分かち合いたいと思います。

このような成績をおさめることができた背景には、スポーツ少年団からの育成指導とともに、中学校の部活動では、競技力を競うチームが県内にない中で、高校生との練習試合を初め、東北管内や関東、北陸方面などへの県外遠征を計画的に組み入れたことによるものと思われる。さらに、競技力の向上とともに、遠征地においては全国各地のチームとの交流試合も積極的に行われております。

また、平成24年度に総合運動公園に人工芝ホッケー競技場が整備されたことを契機に、中学生に広くホッケー競技の実践と交流の機会を与えることを目的とした、平成25年度から本町を会場に、東北中学生ホッケーチャレンジカップ山形大会を開催しており、昨年は南東北インターハイのホッケー競技の主会場となりました。

今後ともこうした交流大会を継続的に取り組むとともに、全国レベルの大会等の開催に努めながら、競技力の向上はもとより、地域間交流など関係人口の拡大に結びつくよう、ホッケーのまち川西を広めてまいりたいと考えております。

次に、置農と連携協定を結んでいるが、再編整備についてはどのように考えているかにつ

いてであります。東南置賜の県立高校の再編整備につきましては、今後も少子化が急激に進行する中、東南置賜地区の高校教育の充実を図るため、東南置賜地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会が平成29年7月に設置されました。県教育委員会教育長から13名の委員が委嘱されるとともに、東南置賜地区の実情を踏まえ、どのような高校再編整備が望ましいかについて検討が行われ、本年7月に「東南置賜地区にとって望ましい高校再編整備について」と題した報告書が提出されたものであります。

検討委員会の検討結果といたしましては、検討委員会の検討、協議における参考とするため、県教育委員会事務局による生徒、保護者へのアンケート調査、地域関係者からの意見聴取が実施され、その内容等を踏まえて5回の検討委員会における検討、協議が実施されております。また、中間報告書が取りまとめられた時点で、東南置賜2市2町それぞれの会場において、地域住民の皆さんを対象とした地域説明会が実施されるとともに、パブリックコメントを実施した上で報告書が取りまとめられたものであります。

報告書の内容は、県立高校再編整備基本計画期間終了時の2024年度までに、高校としての教育の質の保障を確保するため、2024年度を目途に学校の統合を含む高校再編整備を進める必要があるとの考えが示されております。

具体的な高校配置につきましては、2024年度を目途とする中期的な視点と、それ以降の長期的な視点の2段階に分けて示されており、中期的な高校配置案については、検討委員会の協議をもとに2つの例が提示されております。

本町における地域説明会は、平成30年2月16日、農村環境改善センターを会場に実施され、参加者は6名との報告を受けております。本町からは未来づくり課の職員が出席しております。参加者からは、高校再編に伴う通学に要する交通機関の確保に対する不安の声や、再編方法の公表の時期はいつごろになるのか、再編となった際は、同じ制服や体操着などで一体感が生まれるよう配慮してほしいなどの質問、意見が出されております。

本町の高校再編整備に対する考えにつきましては、本年6月定例会の一般質問の際にもお答えいたしましたとおり、本町と置賜農業高等学校は、平成27年3月27日に締結した川西町と山形県立置賜農業高等学校との連携に関する協定をもとに、町と学校の相互の発展に向けた連携強化を図っております。さらに、かわにし未来ビジョンにおいては、置賜農業高等学校との総合的な連携体制を確立し、地域の活性化を図る取り組みを推進していくこととしております。

ご紹介いただきました紅大豆を活用した商品開発の取り組みや、豆ガールズの活動などは

周囲から高い評価を受けており、川西町民として大きな勇気と希望を与えていただいていると感じております。

本町にとって置賜農業高等学校の存在は町の宝であり、学校が有する資源や研究成果等の交流を促進することで、本町の活性化が図られるものと考えておりますので、今後も協定書に掲げた連携事項の円滑な推進を図り、本町唯一の高等学校の存在意義を高め、存続に向けて連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、広聴広報の強化が必要ではないかについてであります。まず、本町における愛知大学生によるフィールドワークにつきましては、平成26年度に締結した愛知大学との連携・協力に関する協定書に基づき、本間喜一氏が創設した愛知大学との交流を推進するため、平成27年度から実施している事業であります。今年度は8月21日から24日までの日程で、地域政策学部と短期大学部の9名が参加し、町外の学生による視点で本町の魅力を発信するため、PRポスター制作に取り組んでいただいたところであります。

最終日の成果報告会では、作品についてのプレゼンテーションを実施し、作製した学生からは、滞在や活動を通じて感じた川西町の魅力を初め、作品に対する思いなどについて発表があり、苦労してつくったポスターからは、若い感性や豊かな発想力が着目点やキャッチコピーなどに簡明に生かされているという印象を受けたところであります。

このたびのフィールドワークの成果であるポスターについては、町が広く紹介したい施設や特産品、人物などに焦点を当てて作製いただいたものでありますが、今後、それぞれの施設や人物など、自身のPRに活用していただくとともに、本町の移住・定住や関係人口の拡大などの事業において、PR媒体として活用していきたいと考えております。

また、今後もさまざまな視点により町民の活躍や町の魅力を発掘し、町報など広報に取り組むとともに、フェイスブック等で町内外に情報発信してまいりたいと考えております。

以上、伊藤 進議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 本当に雨が降ったから、水稻のほうについては非常に一安心ということがあるわけで、逆に今度は雨が降り過ぎているというふうな感じもするわけですがけれども、やはり万が一を考えた、いわゆる畑作のほうはちょっと今度はどうなのかなというふうなこともあるようなので、その部分については県のほうと協調してということでもありますので、きっちり把握しながら対策を立てていただきたいなというふうに思います。

これについては要望になるわけですが、獣害についてですけれども、やはり前回の質問か

らずっと約2年ぐらいたつわけですがけれども、範囲が広がってきて、行動範囲が広いから範囲が広がってきているわけですがけれども、その間、やはり周知とか何か、前段の段階で対策というのはとられたのかどうか、お伺いしたいんですけれども。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

答弁書の中にもあります協議会の構成につきましては、今のところ玉庭地区と東沢地区の代表者の方に入らせていただいておりますというようなことございまして、その両地区に対しましてはさまざまな情報提供等も行っておりますが、そのほかの地区、両地区に接します中郡地区や小松地区のほうにもおりてくる可能性があるというようなことであるわけですが、協議会のメンバーとしてまだ入っておりますので、細かな情報提供といったところまでには至っていないのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 具体的には、私が前回聞いたときは平林、今回は東塩の沢というふうな話を聞いております。東沢のほうは、この間聞いたのは課長の周辺なんていう話、あれはイノシシでしたけれども、聞いておりますけれども、やはりそれがだんだん移動してくるということになれば、その周辺、近くの自治体に対してもやはり何らかの話がないと、対策をとるには、やはり事前にある程度把握しなければ何もできないということもあろうかと思っておりますので、そこら辺の周知を今後お願いしたいわけですがけれども、どういうふうに考えられるか聞きたいと思っております。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 小松地区、東塩の沢のほうにも目撃情報があるというようなことで、小松地区の交流センターのほうにはそういった情報を入れながら、追い払い用の花火等の準備もしているというようなことをお話をしているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 本当に、せっかく植えたものが全くなかったというふうな話のようでしたけれども、追い払い用のそういった機材というか資材、やはり十分にその対応をいただきたいなというふうに思いますし、やはりそういった情報も、やはりそこだけで終わるということではなくて、やはり移動してくるということであれば、やはり少し範囲を拡大してやはり情報を流さないで、非常に後手になるのかなと。

冗談話じゃないんですけれども、これが平谷地あたりに出没した場合、パークゴルフでゴ

ルフボールを持っていかれたなんていうこともあるかないかなんていうことも、まだわからないですけども、そういったこともだんだん考えられるのかなというふうに思ったりしますので、やはりその情報については少し範囲を広げて、危険をあおるということはしたくないんですけども、やはりそういったことも考えられるというようなことで、畑作物、農作物の被害というのを未然に防ぐということに対して、やはり少しちょっと近くまでそういった被害があるようだというふうな情報は、やはり流していただきたいと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 クマにつきましては、出没情報がありましたら、その都度、看板設置、あるいはのぼりの設置というようなことで、住民の皆さん、通行する皆さんに注意喚起ということで図っているところではありますが、猿の出没についてはそこまでの対応はできていないというようなことでありますが、今後、より多くの方に情報発信できるような手だてを工夫しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 ぜひそういった対策をお願いしたいと思います。

この鳥獣害、有効的な対策は電気柵というふうなことですけども、その範囲、どれぐらいの柵を設けるかによって結構経費が違うと思うんですけども、大体、おおよそどれぐらい、何人分ぐらいの経費を見込んでおられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 電気柵に対します今年度の補助の枠につきましては、5件分の枠を当初予算で設定させていただきましたが、既に枠がいっぱいになっている状況になってございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 5件分の枠がもう既に埋まったというふうなことでもありますけれども、これ件数がふえた場合に、追加で補正するとか何とかということはなかなか考えられないのかどうか、お聞きしたいんですけども。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 町と県で半分ずつ補助している事業でございますので、県のほうとの連携といいますか、情報を聞きながら、町としての対応を県とあわせて行っていかなければいけないというようなことで、その辺の県の全体の枠がどの程度埋まっている

かといったようなことを確認をしている状況でございますので、今の時点で柵をふやすというようなことで考えてはおりますけれども、明確なお答えはできない状況になってございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 被害を受けた方も、まさかと思っていたかというふうな状況で、それも申請も後手になったのかなというふうな気がするんですけども、やはりそういったものを有効的にやりたいというふうな人については、県を絡めてということであるならば、やはりそこら辺の情報などを把握しながら、なるだけ要望に応えられるようお願いしたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変貴重なご意見ありがとうございました。

電気柵は有効であるということは、玉庭地区などで実際に設置して実証されております。玉庭の交流センターのほうで電気柵を貸し出しをしておりますで、そういう中で、どうだと、有効かどうかというのを耕作者の方が確認して、じゃ、来年はこれを要望したいというようなことで5件の積み上げをしているところでございますで、被害が拡大しているという中では、それを希望される方を事前に調査をさせていただいて、来年度以降の予算措置の中に反映できるように、早目早目の調査などをしながら対策を講じていきたいと思っております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 既に今のうちからそういった要望をされている方も何件かおられるというふうな話もあるようですので、ぜひそういった要望に応えられるようお願いしたいなというふうに思っています。

先ほど、県に対する提案というふうな回答の中で、近隣市町との連携をしながら鳥獣被害防止対策などを行ってきたいというふうな、確かに、いわゆる隣接する米沢市の玉庭地区と東沢地区なんかは、やはり米沢の田沢地区なんていうようなことで、結構あちらのほうも被害が大きいというふうなことで、これについては、例えば自立圏構想の中でこういった鳥獣被害についてということは盛り込まれるのかどうか、お伺いしたいんですけども。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 鳥獣被害防止対策についての置賜定住自立圏構想への反映の状況ということでございますが、事前に圏域の3市5町に対しまして、連携して取り組む事業の提案がそれぞれ求められておりました。その中には、今議員のほうからご質問いただいております鳥

獣被害防止対策について、猟友会の会員などの高齢化、人手不足などを背景として、連携して取り組めないかというような提案もあったところでございますが、今、各市町の猟友会に対する支援のあり方、また出動した際の手当のあり方、それがさまざまな状況でございますので、取り組みの初年度となります現時点におきましては、取り組みの対象となる事業、これには採択はされていないという状況でございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 市町村において取り組みが違うということであるようですが、それでもいろいろなやり方によって連携してやれる部分については、何か追い払いとか何とかというか、ものがあるれば、やはり連携してやったほうが効果があるということが見込まれるのであれば、やはりそういったことも必要ではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 3市5町の首長の中でもいろいろ話題になりました。例えば高畠さんは猿の被害が大きい、イノシシの被害が大きい。クマは全般的にあるわけでありましてけれども、いろいろ被害が発生して苦労されているということで、議論にはなるんですが、実際に実施する猟友会の皆さん、それぞれの組織が違いまして、やはりやり方といいますか、活動の方法、言ってみれば縄張りみたいな形でそれぞれのやり方があって、実際に実施するときには連携を図ってやりたいわけでありまして、課題もあるということで、今回は締結形成協定の中には入りませんでした。

私たちはもう少し大きな規模で県全体を見たときに、県が調整役を果たして、やはり前に進んでいってほしいと。特にハクビシンなどについては何か資格がないと、これ保護動物だという言い方であるわけでありまして、それをやはり被害が出ているからということで県に届け出、そして捕獲するわけでありまして、もっと円滑なといいますか、タイムリーなスピーディーな対応ができるような緩和策などについて要望などを行っているところであります。

これは大江町から出たんですけども、クマを捕獲するおりでイノシシが入ってしまったときは、イノシシはイノシシのわなでないとだめだと。クマのわなとイノシシのわなで、クマがかかった場合は放してやらなければいけないとか、何かもう少し一体的にやれないものかなというような、そういった提案などもありまして、やはり現場をもっと知ってほしいということを県に要望させていただいているところでございます。

保護と害獣というかなり微妙なところがあって、こうやって拡大してしまったということ

でございますので、我々からすれば、住民生活を守るという観点で、しっかり管理できるように体制を整えてほしいという要望をさせていただいているところであります。

○議長 伊藤 進君。

○2番 確かに、動物保護協会から言わせれば何事だという方もおられるようですが、やはりこちらとしては死活問題というふうにかかわってくれば、そうした対策をきちっとしていかなないと、だんだん人が少なくなって、そういった鳥獣のほうがふえてきたなんていうと大変なことになりますので、そういった対策、きっちり連携をしながら進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、ホッケーの第3位、川西中でありますけれども、結局体育関係の交流事業といういろいろな形あるわけですが、前にもちょっと何かの機会にお話したことがあったんですけれども、いわゆる合宿しませんかと、我が町に来て合宿しませんかなんていうことをやっているところもあるようです。私は陸上競技だけなんですけれども、秋田県の男鹿駅伝というところに東置賜チームが行っているんですけれども、そこからぜひ合宿に来てくださいというPRチラシが来ているようです。たまたま仙台に行ったときも、仙台のある情報発信のところにもそのチラシがありました。

やはりいろいろな形で人の交流を深めさせるというか、人を呼び込むというか、そういった形もやっておるようなので、この大会を機会に遠征に行ったり来たりということもあろうかと思えますし、それに付随して親も移動するというようなこともあるものですから、やはり何かそういった一つのPR、ホッケーに限らずですけれども、そういったPRについて、そういった交流を進めるに当たってどのように考えておられるか、お伺いしたいんですけれども。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 総合体育館、さらには総合運動公園、ホッケー場などさまざまな施設が集積しておりますので、そこにAIKがありまして、体育振興公社が管理運営をさせていただいておりますけれども、夏場などについてはかなり利用、合宿されている団体もあるようでありますので、AIKの利用実態について、生涯学習課長から情報提供させていただきたいと思えます。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 今、ご質問をいただきました中学校の第3位という輝かしい成績を挙げただいたわけで、そこからスポーツにかかわる合宿などの新たな交流の機会を生み出すようなことはどうかというご提案というか、ご指摘をいただきまして、今町長からありましたよ



うに、総合運動公園、本町としては一体的な町民総合体育館、そして多目的グラウンド、多目的に利用できる天然芝のグラウンド、そして、平成26年に整備をいたしました人工芝のホッケー場という、さまざまなスポーツに活用いただいておりますが、中でもホッケー競技に関しては、一体的な一貫したホッケーの競技ができる場として提供をさせていただいているところです。

中でもAIKでありますがおよそ40名弱の定員とはなっておりまして、特に大学生の合宿が連日入っております。7月から9月まで入っております、そういう意味ではいい稼ぎということで期待をしておるところですが、そういうことで活用いただいているところでございます。

今、私ども生涯学習課が入っております交流館あいばるのほうも、そういう意味では合宿などのご利用もいただけるような環境づくりとして整備をさせていただいておりますので、こちらのほうは大学生とは言いませんが、スポーツ少年団などのご活用を大変いただいております。そうしたスポーツだけではなく、近隣の学校行事として宿泊研修といいますか、そうしたものにもご活用いただいているということで、そうした相乗効果を上げていきたいなと、そういうふうに思っています。

ホッケーやスポーツのほうに戻りますと、やはり議員ご指摘のとおり、成果を上げて大変すばらしい成績を上げることで、対外試合の申し出なども恐らくふえてくるのではないかなと、そういうことも思いますし、期待をしております。そうしたことから、そうした施設が十分に活用できるように、そして選んでいただけるような環境づくりに私どもとしても可能な限り力を尽くしてまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 ぜひそういったものに力を入れていただきながら、合宿する子供たちは、そういったAIKとかあいばるとかで合宿はよろしいかと思うんですが、やはり親はまどかとか、あるいは地元の宿泊施設とか、そういったところを使っただけであれば、また一つ相乗効果という形でよくなるのかなというふうに考えますので、そういったところも、例えばそういった合宿で来ていただけるそういった団体については、ちょっといろいろなことを、何か支援とか何とかということ、できるかどうかというのはいろいろあろうかと思うんですけれども、そういったことも考えながらやはり進めていただければ、よりまた発展していくのかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高校再編の問題についてですが、これも前回もいろいろな連携協定のお話をさせていただきながら、再編というふうな形でお聞きしたわけですが、一つ私もいろいろ調べてご紹介させていただきますけれども、ご存じの方もおられると思いますが、北海道の北のほうに日本最北のモチ米生産地、遠別町というところがあるそうですけれども、そこに農業高校があります。そこではやはり生徒数も少ない、どうしようかというふうなことで、遠別町自体が人口2,700人弱というふうな町なんですけれども、農業高校が、とにかく学校の存続と活性化のために何かやらないとだめだというふうなことから、羊の飼育と加工、販売、これは六次産業という部分で取り組んだそうです。野菜の生産から販売も含めて、花の栽培、そういったものも学べる学校だというふうなことをPRしながら、その学校で生産したものを町が全部引き受けてふるさと納税に使ったと、提供したというふうなことで、当初は全くゼロというふうなことでしたが、だんだんそれが口コミなんか、そういったPR活動をしてきたものから、2017年については8,357件で、1億4,000万円ほどの取扱量だというふうなことで、本当に小さな町の、そういう生徒数も50名いるかいらないかの高校のようですけれども、そういった取り組みをやって、本当にそこを応援するというふうな、やはり全国からの支援があって、取り扱いがふえてきているというふうなことのようです。

そういったことも、置農との連携協定という中でそこまでできるかということは、ちょっとまだ難しいところがあるかと思うんですが、こうした、例えばふるさと納税の取り組みの中で、置農でつくっているものを今、町の中でそういう返礼品として使用しているものがあったかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 置農で紅大豆等を利用して製品開発をしていただいておりますが、ふるさと納税の返礼品としてはまだ採用してございませんので、今後検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答させていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 私もいろいろな話を聞くわけですが。以前鶏、地鶏、あれがまどかで大変好評を受けたというふうな話もあったようでありましてけれども、やはりそういったものを一つ、町のそういったものの返礼品の中で、全てとはいかないまでも、やはり一つ、二つ、そういったものを提供することによって、また幅が広がっていくのかなど。町も、そしてまた高校もPRになって、また周囲の考え方も変わってくるのかなというふうに考えるわけですがけれども、そ

ういった提案というのは今後どうなのか、なされる可能性はということでお聞きしたいんですけれども。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 置農同窓の伊藤議員から熱い思いを承ったところでございます。

連携協定に伴って予算措置もしているわけでありまして、その予算の使い方についてもやはりしっかり議論をさせていただきたいし、また、予算を拡充しなければならないという課題があれば、それは当然町としても受けとめていかなければいけないなというふうに思っております。

どこの高校も地域に密着しているということを大事にしながら魅力を上げていくと。そこに学びたいんだという中学生が入学するような環境をつくっていかないと、幾ら学校が頑張ったとしても生徒が集まらなければじり貧になっていくわけでありまして、生徒がそこで学びたいという、そういう高校の魅力化というのがどこの高校も課題になっております。特に実業高校については実践部隊でございますので、今ご紹介いただいた遠別町のお話なども含めて、ものの生産という現場の力があるわけでありまして、それを商品として町も受けとめさせていただいて、応援できるものはしっかり応援していきたいなというふうに思います。

あわせてですが、今月末でありますけれども、校長先生とともに愛知大学を訪問して、愛知大学にも進学できるような高校になってほしいなということで、側面支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういう意味で、置賜農業高校に学びたいという生徒さんがふえるような環境、そして地域に根差した学校としてさらに発展いただけるような環境づくりに、町としても全面支援をしてみたいと考えております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 ぜひお願いしたいと思います。

最後の情報発信についてちょっとお聞きしたいんですが、なかなかこれも受け取る人によってはさまざま反応が違うんですけれども、川西町でまたCM大賞に出るか出ないか、お聞きしたいと思いますが、どうですか。

○議長 緒形まちづくり課長。

○まちづくり課長 今年度もCM大賞に出品する予定で構想を練っているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 やるからには上を目指してお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 伊藤 進君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第5順位以降の2名の方の一般質問につきましては、あす9月6日の本会議において行いますので、ご了承願います。

---

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 3時06分)